令和８年度第１回厚木市里地里山保全等促進委員会次第

日　時　令和８年８月 20 日（木）
午前 10 時から正午まで
場　所　厚木市役所第二庁舎 15 階
農業委員会会議室

１　開　会

２　案　件
(1) 里地里山保全等促進条例の運用状況について（資料１）
(2) 第３次厚木市里地里山保全等促進計画策定について
（資料２－１、２－２、２－３）

３　その他

４　閉　会

厚木市里地里山保全等促進委員会委員名簿

（敬称略・50 音順）

No.	役職	氏　名	選出区分	所属団体等	備考
1	委員長	古賀　学	有識者 （学識）	松蔭大学 観光メディア文化学部	
2	職務代理	髙畑　健	有識者 （学識）	東京農業大学 農学部	
3	委員	内田　一彦	有識者 （行政）	神奈川県 環境農政局農水産部農地課	
4	委員	白木　裕子	有識者 （企業）	小田急電鉄 経営戦略部（サステナビリティ・スポーツ共創担当）	
5	委員	齋藤　遙希	有識者 （市民団体）	特定非営利活動法人 神奈川県自然保護協会	
6	委員	遠藤　いぶき	公募	市民	
7	委員	徳重　良子	公募	市民	
8	委員	大泉　貴史	有識者 （農業関係団体）	厚木市農業協同組合 指導販売部	

事務局

No.	氏名	所属・役職
1	和田　敏成	環境農政部長
2	松永　伸介	環境政策課長
3	小宮　貴久	環境政策課環境政策係長
4	石原　竜	環境政策課環境政策係主査
5	長田　悠希	環境政策課環境政策係主任

○厚木市里地里山保全等促進条例

平成25年12月27日

条例第26号

（目的）

第１条　この条例は、里地里山の保全及び活用（以下「里地里山の保全等」という。）についての基本理念を定め、並びに市、土地所有者等、里地里山活動団体及び市民の役割等を明らかにするとともに、里地里山の保全等を促進するために必要な事項を定めることにより、里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承を図り、もって市民の健康で心豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 里地里山　現に管理若しくは利用をされ、又はかつて管理若しくは利用をされていた農地、水路、ため池、二次林（その土地本来の自然植生ではない人為的に成立した雑木林、竹林等をいう。）その他これらに類する土地（以下これらを「農林地等」という。）及び集落で構成される地域をいう。

(2) 土地所有者等　里地里山の農林地等を所有し、又は管理しているものをいう。

(3) 里地里山活動団体　里地里山の保全等に係る活動（以下「保全活動」という。）を積極的かつ主体的に行う団体をいう。

(4) 里地里山の多面的機能　良好な景観の形成、生物の多様性の確保、災害の防止、伝統的な文化の伝承、余暇及び教育的な活動の場の提供等里地里山の有する多面にわたる機能をいう。

（基本理念）

第３条　里地里山の保全等は、里地里山の恵みを多くの市民が享受していることに鑑み、里地里山の資源を市民共有の恵みとして位置付け、市、土地所有者等、里地里山活動団体、市民等が相互に連携し、及び協働して行われなければならない。

２　里地里山の保全等は、里地里山の農林業の営みを尊重しつつ、多様な分野にわたる活用を通じて、里地里山の多面的機能を発揮させ、その恵みを市民が将来にわたって享受できるよう継続的に行われなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、里地里山の保全等を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

２　市は、里地里山の保全等に関する市民の理解を深めるために必要な普及啓発を行うものとする。

３　市は、里地里山の保全等の促進に関する施策を実施するに当たっては、土地所有者等の権利を制限することのないよう配慮するとともに、国、神奈川県その他の地方公共団体及び関係機関と当該施策を協力して行うよう努めるものとする。

（土地所有者等の役割）

第５条　土地所有者等は、基本理念にのっとり、里地里山の多面的機能の重要性についての認識を深めるとともに、里地里山の保全等の促進が図られるよう努めるものとする。

２　土地所有者等は、市が実施する里地里山の保全等の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（里地里山活動団体の役割）

第６条　里地里山活動団体は、基本理念にのっとり、里地里山の多面的機能の重要性についての認識を深めるとともに、継続して保全活動を行うよう努めるものとする。

２　里地里山活動団体は、市が実施する里地里山の保全等の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の役割）

第７条　市民は、基本理念にのっとり、里地里山の多面的機能の重要性についての認識を深めるとともに、保全活動に協力するよう努めるものとする。

２　市民は、市が実施する里地里山の保全等の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（基本計画）

第８条　市長は、里地里山の保全等の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、里地里山の保全等の促進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

２　基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 里地里山の保全等の促進に関する総合的かつ長期的な目標

(2) 里地里山の保全等の促進に関し、市が計画的に講ずべき施策

(3) 前２号に掲げるもののほか、里地里山の保全等の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市長は、基本計画を定めるに当たっては、厚木市里地里山保全等促進委員会の意見を聴かなければならない。

（保全等地域の選定）

第９条　市長は、里地里山の多面的機能が持続し、又は向上すると認められる地域を里地里山保全等地域（以下「保全等地域」という。）として選定することができる。

２　市長は、前項の規定により保全等地域を選定したときは、その旨並びにその名称及び区域を告示するものとする。

３　市長は、第１項の規定により選定した保全等地域を神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例（平成19年神奈川県条例第61号）第８条第１項に規定する里地里山保全等地域に選定すべき地域として神奈川県知事に申し出ることができる。

４　第２項の規定は、保全等地域の選定の解除及びその地域の変更について準用する。

（里地里山活動団体の認定）

第10条　前条第１項の規定により選定された保全等地域において保全活動を行おうとする里地里山活動団体は、里地里山の保全等の促進に資する団体として市長の認定を受けることができる。

２　前項の認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

３　市長は、前項の規定による申請をした団体が次の各号のいずれにも該当するときは、第１項の認定をするものとする。

(1) 保全活動が行われる地域の農林業について知識及び経験を有する者の指導又は助言を受けられる体制を整備していること。

(2) 保全活動を継続的に行うことが見込まれていること。

(3) 次のいずれにも該当する定めを有していること。

ア 名称及び目的を定めていること。

イ 意思決定の方法についての定めがあり、かつ、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

ウ 代表者の選任手続並びに財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。

エ 構成員の資格並びに加入及び脱退を不当に制限していないこと。

4　市長は、第１項の認定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該認定の申請をした団体に通知するものとする。

（認定団体の認定の取消し）

第11条　市長は、前条第１項の規定により認定を受けた里地里山活動団体（以下「認定団体」という。）が偽りその他不正の手段により認定を受けたとき又は前条第３項各号のいずれかに該当しなくなったときは、その認定を取り消すことができる。

（里地里山活動協定の認定）

第12条　保全等地域において、保全活動を行おうとする認定団体及び当該保全活動が行われる農林地等の土地所有者等は、次に掲げる事項を定めた協定（以下「里地里山活動協定」という。）を締結し、当該里地里山活動協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。

(1) 里地里山活動協定の対象となる農林地等の区域及び面積

(2) 里地里山活動協定の対象となる農林地等の利用に関する事項

(3) 認定団体が行う保全活動の内容

(4) 里地里山活動協定に違反した場合の措置

(5) 里地里山活動協定の期間

(6) その他必要な事項

2　前項の認定を受けようとする認定団体及び土地所有者等は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

３　市長は、前項の規定による申請が次の各号のいずれにも該当するときは、第１項の認定をするものとする。

(1) 里地里山活動協定の内容が保全等地域における里地里山の保全等の促進に資すると認められるものであること。

(2) 里地里山活動協定に係る保全活動が継続的に行われると認められるものであること。

(3) 里地里山活動協定の内容がこの条例及び関係法令に違反するものでないこと。

(4) 里地里山活動協定の内容がその対象となる農林地等の利用を制限するものでないこと。

４　市長は、第１項の認定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該認定の申請をした認定団体及び土地所有者等に通知するものとする。

（里地里山活動協定の変更）

第13条　前条第１項の規定による認定を受けた里地里山活動協定に係る認定団体及び土地所有者等は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市長の認定を受けなければならない。

２　前条第２項から第４項までの規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

（里地里山活動協定の廃止）

第14条　里地里山活動協定に係る認定団体又は土地所有者等は、当該里地里山活動協定を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（里地里山活動協定の認定の取消し）

第15条　市長は、里地里山活動協定に係る認定団体が第11条の規定による認定団体の認定を取り消されたとき又は里地里山活動協定が第12条第３項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、当該里地里山活動協定の認定を取り消すものとする。

２　第12条第４項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

（里地里山活動協定に係る活動に対する支援）

第16条　市は、里地里山活動協定に係る認定団体に対し、当該里地里山活動協

定に基づく保全活動を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

（認定団体と市民との交流の促進等）

第17条　市は、認定団体と市民との保全活動に係る交流の促進を図るとともに、認定団体と法人その他の団体との保全活動に係る連携の促進を図るものとする。

（里地里山保全等促進基金の設置）

第18条　里地里山の保全等を促進するため、厚木市里地里山保全等促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

２　毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めた額とする。

３　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

４　基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

５　里地里山の保全等を促進するための寄附金及び基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

６　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

７　基金は、第１項に規定する基金の設置目的のための経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

８　市長は、前項の規定に基づき処分された基金の額を財源として、認定団体に対して、助成することができる。

９　市長は、認定団体に前項の助成をしようとする場合は、厚木市里地里山保全等促進委員会の意見を聴くものとする。

（里地里山保全等促進委員会）

第19条　市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市里地里山保全等促進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

３　委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

４　委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（報告又は資料の提出）

第20条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、認定団体に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

（評価等）

第21条　市長は、委員会の意見を踏まえ、５年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

（委任）

第22条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条、第19条及び附則第２項の規定は、平成26年４月１日から施行する。

（厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

資料１

令和７年度　厚木市里地里山保全等促進条例の運用状況について

１　里地里山保全等地域の選定（第９条関係）

（１）里地里山の定義

現に管理若しくは利用をされ、又はかつて管理若しくは利用をされていた農地、水路、ため池、二次林その他これらに類する土地及び集落で構成される地域

（２）選定の条件

里地里山の多面的機能が持続し、又は向上すると認められる地域

（３）選定状況

平成 27 年９月に玉川、小鮎、荻野の３地域を選定。



ア　玉川　里地里山保全等地域





（ア）対象区域

厚木市七沢、小野、岡津古久、森の里全域

※七沢全域は、県条例に基づく里地里山保全等地域に選定済（平成 24 年３月）

（イ）面積　1569.8ha

（うち農地 122.9ha、山林 1156.6ha、都市公園 3.2ha、集落その他 287.1ha）

イ　小鮎　里地里山保全等地域





（ア）対象区域

厚木市飯山、下古沢、上古沢、宮の里全域

※対象区域は、県条例に基づく里地里山保全等地域に選定済（平成 31 年２月）

（イ）面積　1333.9ha

（うち農地 199.7ha、山林 498.8ha、都市公園 8.9ha、集落その他 626.5ha）

ウ　荻野　里地里山保全等地域





（ア）対象区域

厚木市上荻野、中荻野、下荻野、鳶尾、みはる野、まつかげ台全域

※対象区域は、県条例に基づく里地里山保全等地域に選定済（平成 27 年３月）

（イ）面積　1727.3ha

（うち農地 183.4ha、山林 673.7ha、都市公園 34.8ha、集落その他 835.4ha）

２　里地里山活動団体の認定（第 10 条関係）

里地里山保全等地域において保全活動を行う団体は、里地里山の保全等の促進に資する団体として認定を受けることができる。

（１）認定の要件

ア　保全活動が行われる地域の農林業について、知識及び経験を有する者の指導又は助言を受けられる体制を整備していること。

イ　保全活動を継続的に行うことが見込まれていること。

ウ　次のいずれにも該当する定めを有していること。

（ア）名称及び目的を定めていること。

（イ）意思決定の方法についての定めがあり、かつ、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

（ウ）代表者の選任手続並びに財務及び会計に関し、必要な事項を明らかにしていること。

エ　構成員の資格並びに加入及び脱退を不当に制限していないこと。

（２）認定状況

No.	認定年月	認定団体	地域
1	平成 27 年９月	七沢里山づくりの会 ※令和８年３月解散	玉川
2		ＮＰＯ法人里山ネット・あつぎ ※七沢楽里会	玉川
3		みどりと清流のふるさと創造委員会	小鮎
4		荻野三つ沢の里山を守る会	荻野
5		ＮＰＯ法人ゆめのシステムプロジェクト ※荻野こめこめ倶楽部	荻野
6		ＮＰＯ法人グリーン成長　桜	荻野
7	平成 30 年３月	飯山農楽校	小鮎
8	令和３年８月	小鮎地区農考会	小鮎
9	令和７年７月	一般社団法人　森里	玉川
10	令和８年２月	かてる農場	小鮎

ア　七沢里山づくりの会（玉川地域）

（ア）発足　平成 10 年

（イ）会員数　14 人

（ウ）代表者　浅川　胤美（厚木市小野）

（エ）主な活動

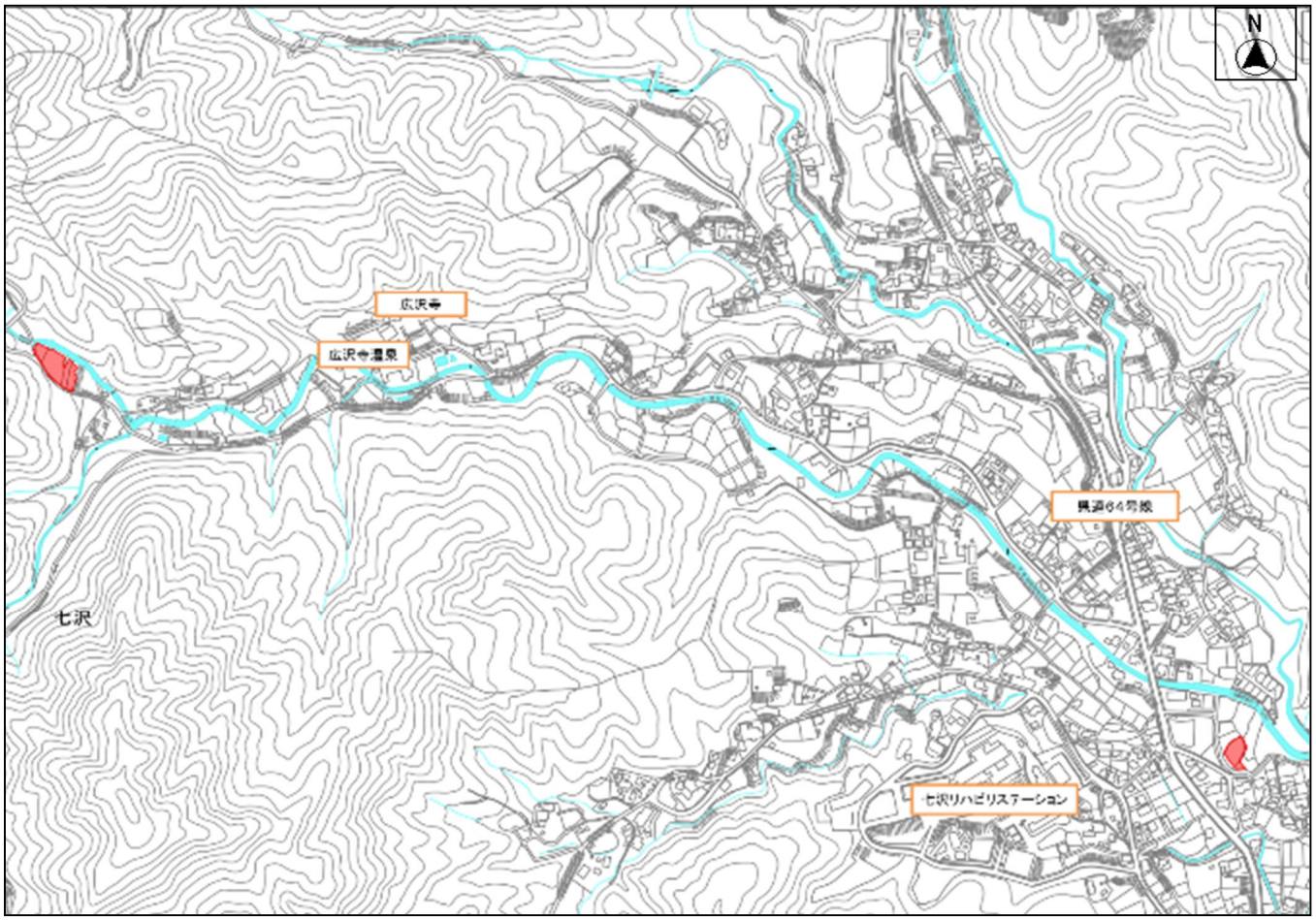
遊休農地を借り米、里芋、落花生等を栽培。その他に里山整備等を実施。市の里山体験事業である里山マルチライブプランを平成 14 年から開催し、公募の市民ボランティアと共に上記の活動を行っている。複数の市内企業や横浜国立大学などと協働し、体験学習等も開催している。

（オ）協定面積　2,628 ㎡

※県条例に基づく里地里山活動協定認定

（平成 24 年８月～令和８年３月）

（カ）活動エリア



イ　ＮＰＯ法人里山ネット・あつぎ（玉川地域）

※七沢楽里会

（ア）発足　平成 23 年

（イ）会員数　32 人

（ウ）代表者　前場　政行（厚木市七沢）

（エ）主な活動

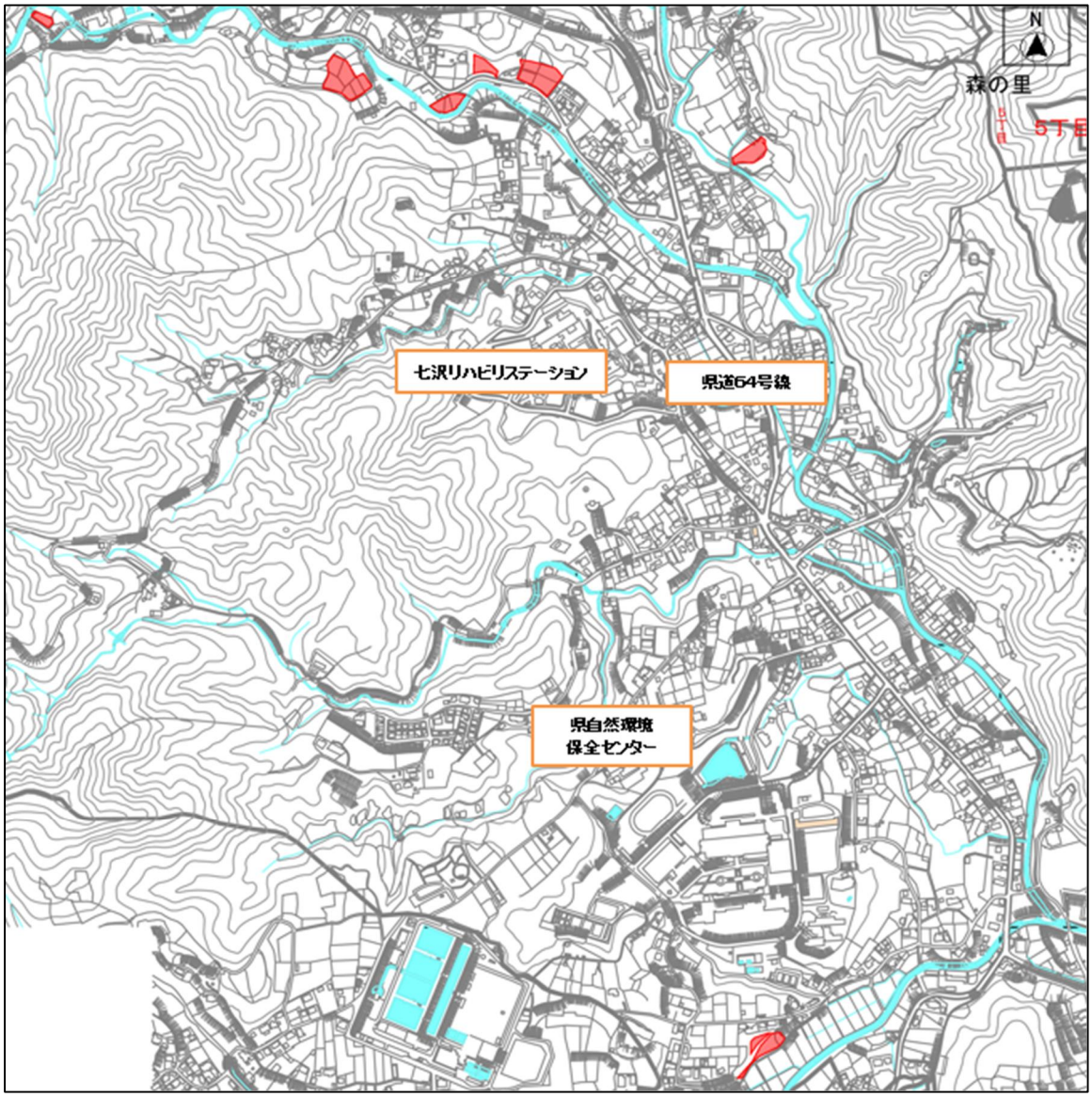
前身は NPO 法人里山ネット・あつぎ。遊休農地を借り米、サツマイモ、ブルーベリー等を栽培。

また、市内企業（日産自動車）と協働し、サツマイモ栽培を展開している。なお、湛水管理する協定地を、令和２年度から生物多様性の保全活動団体の調査やイベントに提供している。

（オ）協定面積　7,369 ㎡

※県条例に基づく里地里山活動協定認定済（平成 27 年５月～）

（カ）活動エリア



ウ　みどりと清流のふるさと創造委員会（小鮎地域）

（ア）発足　平成 16 年

（イ）会員数　24 人

（ウ）代表者　小島　富司（厚木市飯山）

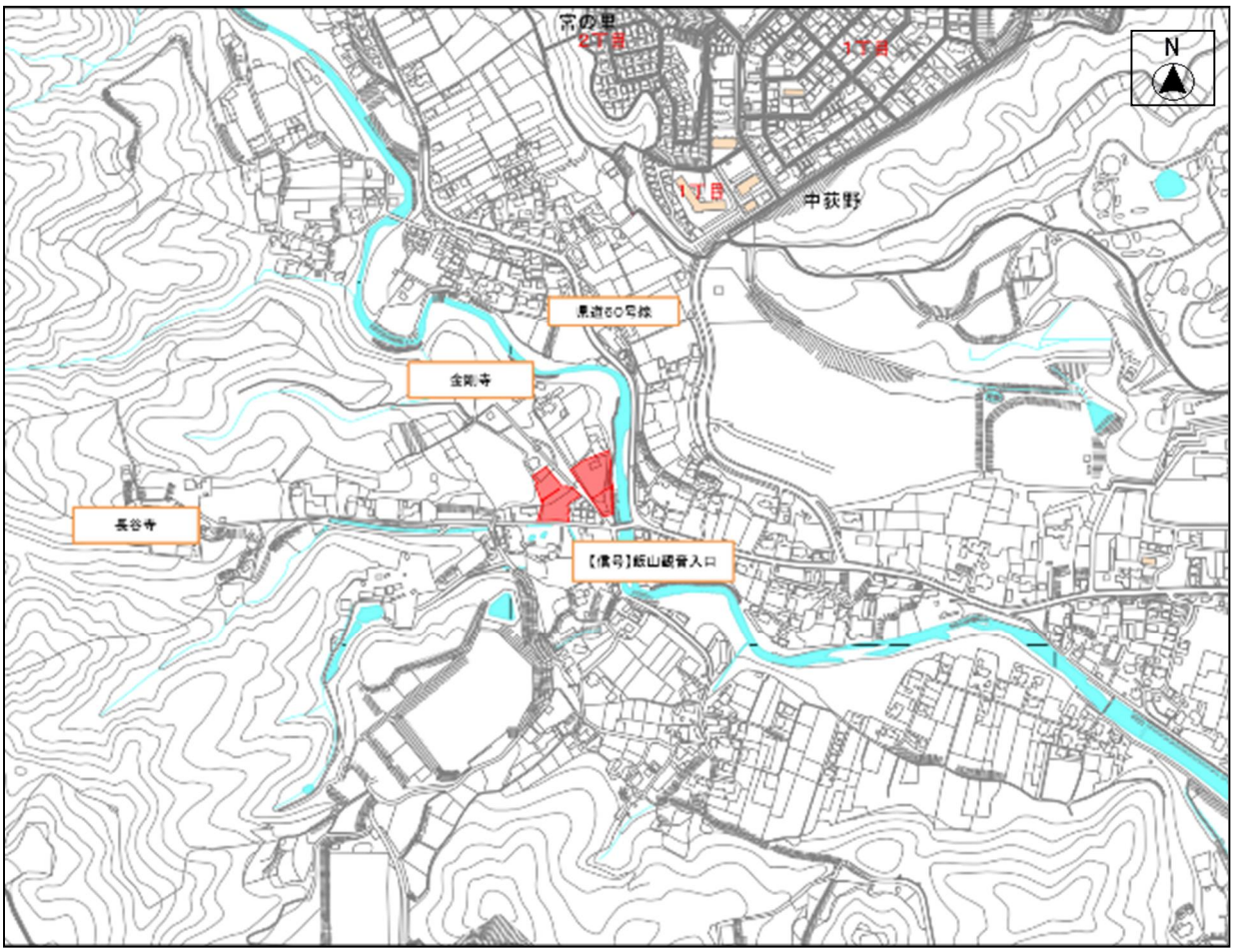
（エ）主な活動

遊休農地を借り、花の里の管理、ざる菊、ロウバイの栽培など、里地里山の景観を後世に残すための整備活動を積極的に行っている。地域活性化を目的に、活動エリアである花の里を会場にポピーまつり、飯山花の里ざる菊まつりを開催し、花の販売等も行っている。苗の定植作業には市民ボランティアや東京農業大学の学生も参加している。

（オ）協定面積　4,925 ㎡

※県条例に基づく里地里山活動協定認定済（令和２年６月～）

（カ）活動エリア



エ　飯山農楽校（小鮎地域）

（ア）発足　平成 29 年

（イ）会員数　11 人

（ウ）代表者　渡辺　一夫（厚木市飯山）

（エ）主な活動

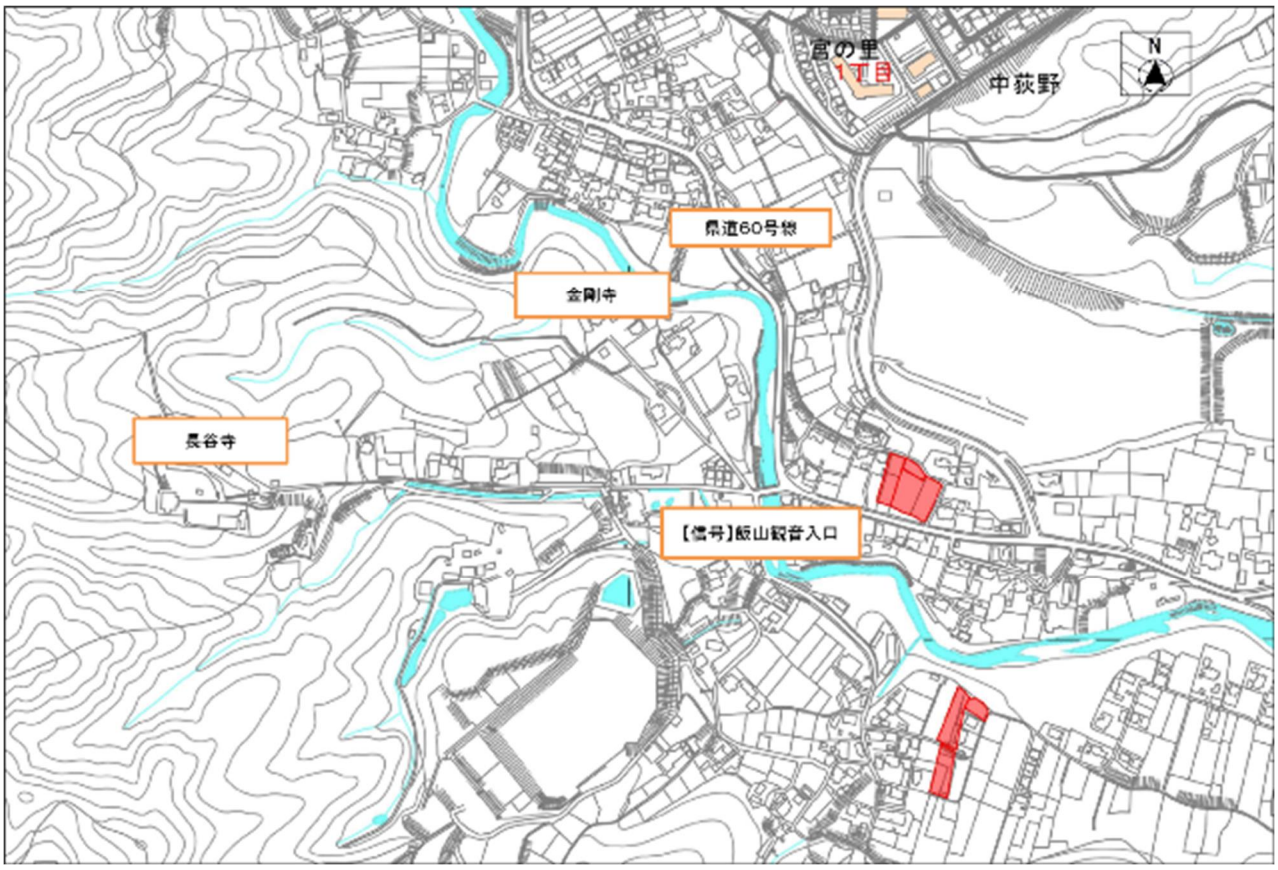
耕作放棄地を活用し農業を通じて地域に人を呼び込み、活性化させることを目的とし、都市住民等を対象に月 2 回（夏場は月 3 回）周辺農家がスタッフとして農作業を指導。50 区画を整備し、年間を通じて 18 種類以上の野菜を栽培することができる。

また、落花生、サツマイモ等の収穫体験も実施している。

（オ）協定面積　1,912 ㎡

※県条例に基づく里地里山活動協定認定済（令和２年３月～）

（カ）活動エリア



オ　小鮎地区農考会（小鮎地域）

（ア）発足　令和３年

（イ）会員数　35 人

（ウ）代表者　臼井　輝夫（厚木市飯山）

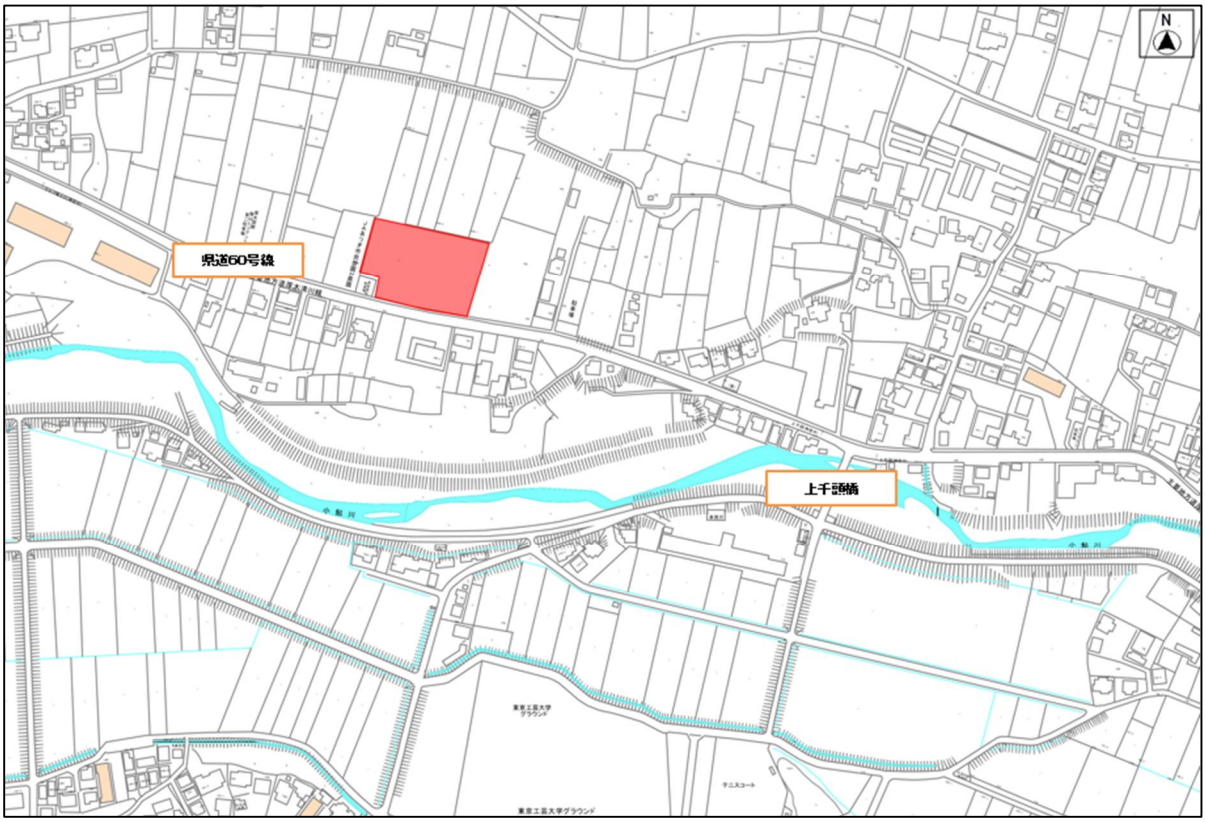
（エ）主な活動

遊休農地を借り環境整備と併せて地域性にあった作物（サツマイモ、落花生、ソバ等）の栽培などに取り組み、保育園児を対象としたサツマイモ収穫体験を実施している。

飯山小学校の通学路沿いにひまわりや菜の花を植栽し、地域の景観づくりにも取り組んでいる。

（オ）協定面積　4,702 ㎡

（カ）活動エリア



カ　荻野三つ沢の里山を守る会（荻野地域）

（ア）発足　平成 14 年

（イ）会員数　13 人

（ウ）代表者　野田　重（厚木市戸室）

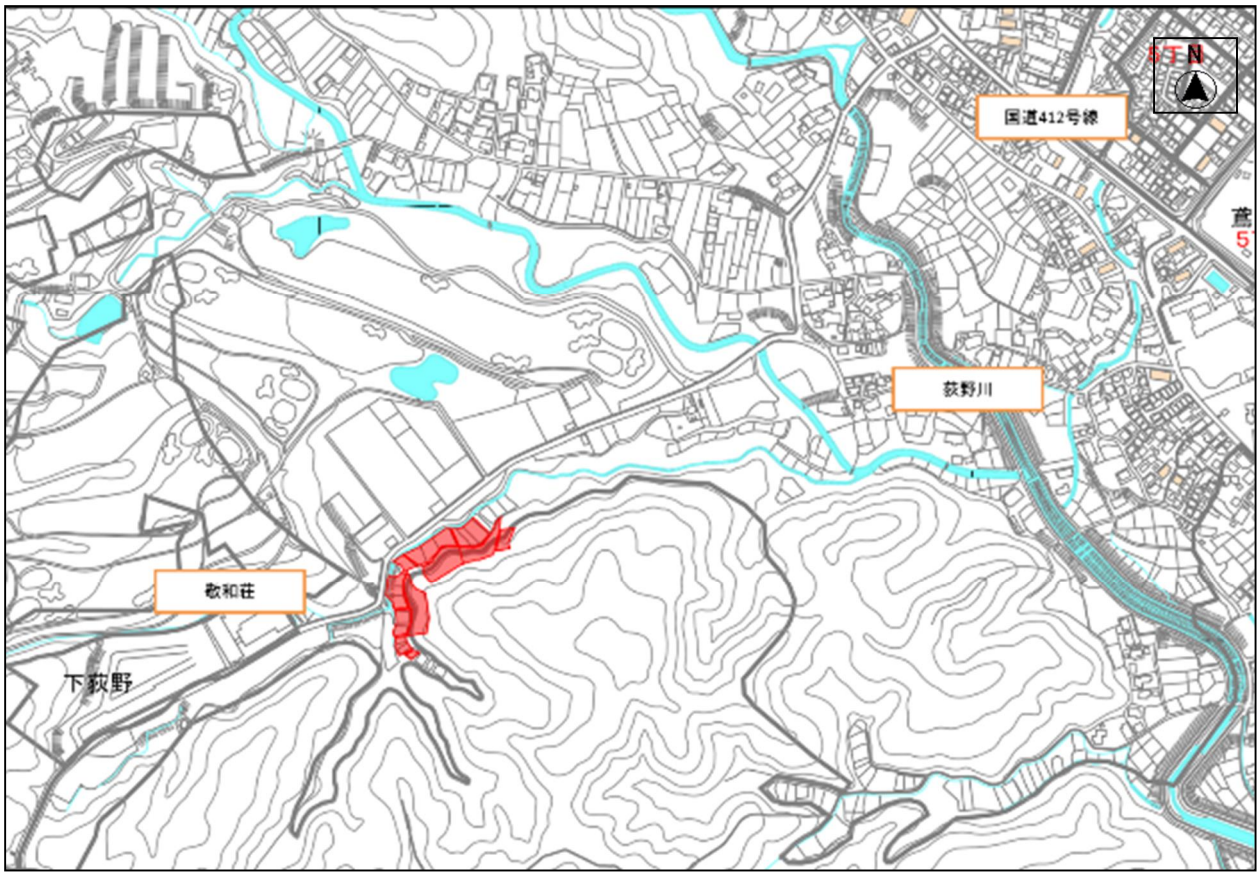
（エ）主な活動

遊休農地を借り米の栽培と棚田周辺の下草刈り等の環境整備を実施している。３年ほど前から無農薬栽培に努め、エビやタニシ等の甲殻類が増え、ホタルも復活した。貴重な植物も生育している。令和８年は市の仲介によりソニーの社員ボランティア約 30 人が田植えに参加した。

（オ）協定面積　6,956 ㎡

※県条例に基づく里地里山活動協定認定済（平成 27 年５月～）

（カ）活動エリア



キ　ＮＰＯ法人ゆめのシステムプロジェクト（荻野地域）

※荻野こめこめ倶楽部

（ア）発足　平成 26 年

（イ）会員数　16 人

（ウ）代表者　落合　清春（厚木市宮の里）

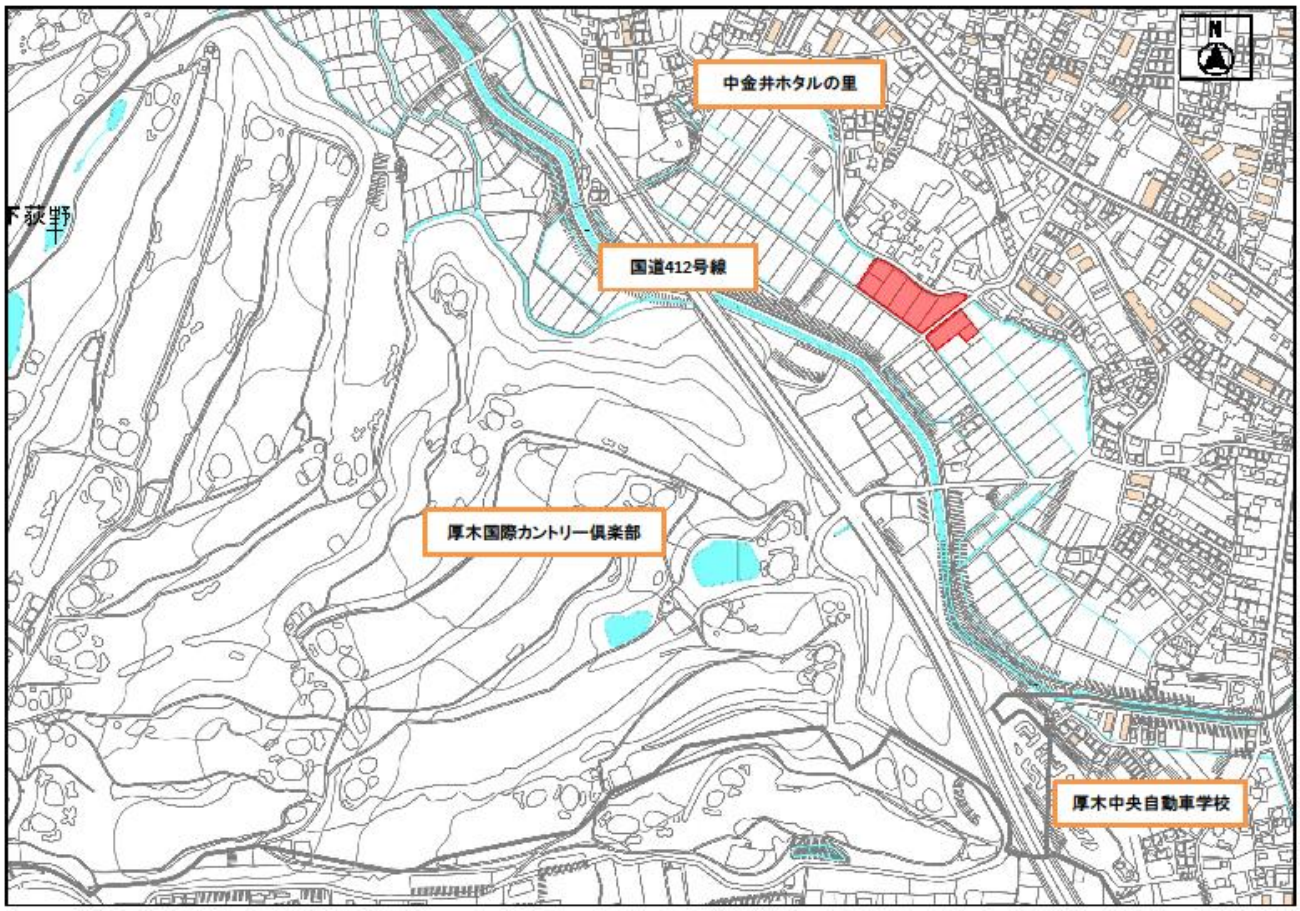
（エ）主な活動

前身は特定非営利活動法人ゆめのシステムプロジェクト。遊休農地を借り（七反程度）、無農薬で稲作を行っている。レンゲを緑肥として農地にすき込むなど、景観と環境に配慮した農業を展開している。近隣保育園と連携し、園児が田んぼを訪れる機会も設けている。田植体験、稲刈体験を実施。近くにホタルが生息する湧水池もあり、周辺一帯の環境整備を目指して活動している。

（オ）協定面積　7,433 ㎡

※県条例に基づく里地里山活動協定認定済（平成 29 年５月～）

（カ）活動エリア



ク　ＮＰＯ法人　グリーン成長桜（荻野地域）

（ア）発足　平成 16 年

（イ）会員数　40 人

（ウ）代表者　原田　正明（厚木市上荻野）

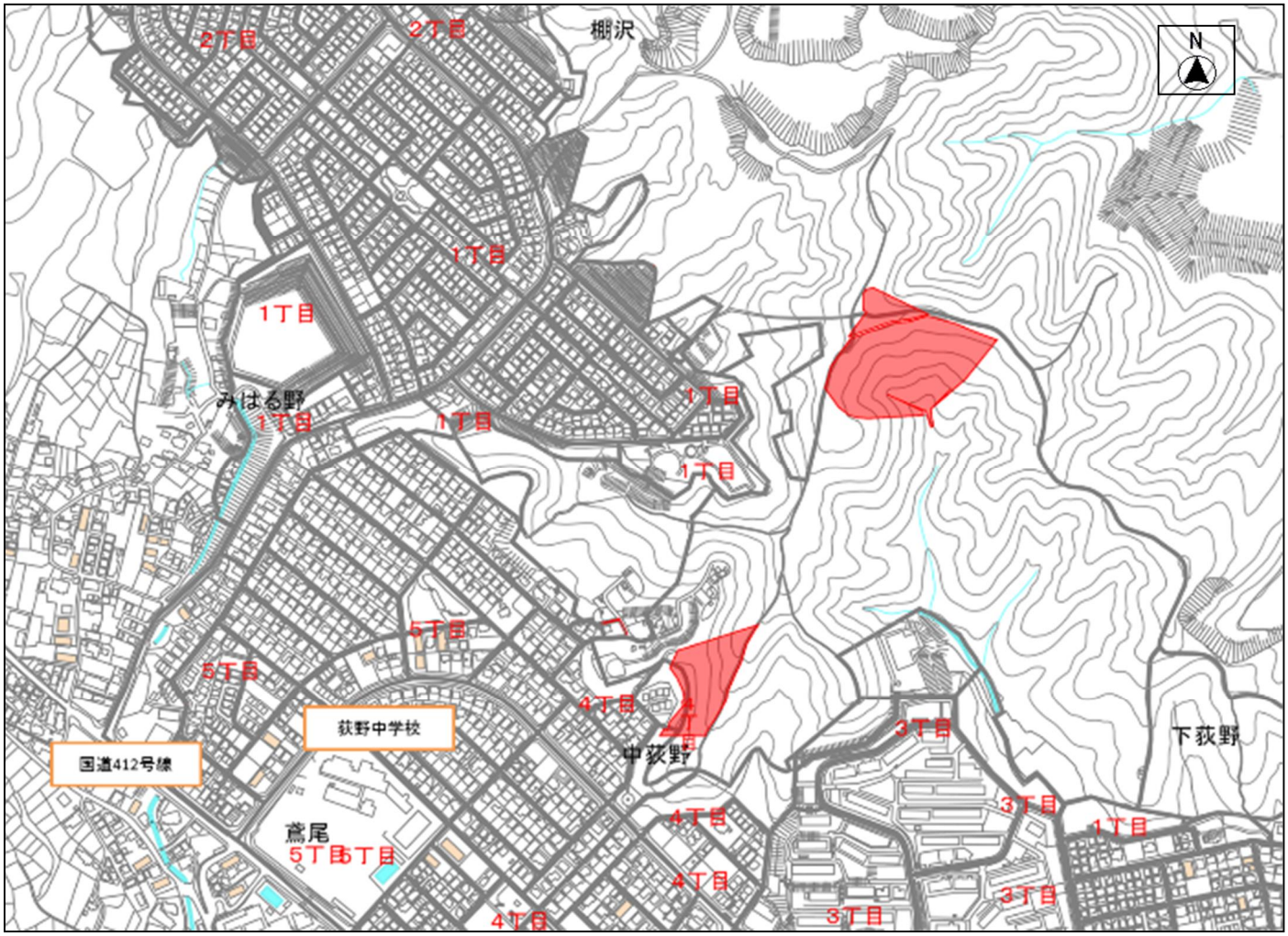
（エ）主な活動

前身は鳶尾山に桜を植える会。平成 26 年４月から NPO 法人に移行。鳶尾山全体の里山づくりを目指し、間伐、伐採、下草刈り、植樹等を行っている。イオン環境財団から支援を受け、平成 17 年から植樹祭を実施し苗木の育成管理を行っている。

植樹祭には荻野地区の小・中学校の児童・生徒も参加した。会員の高齢化により、令和８年３月末をもって解散する予定。

（オ）協定面積　23,379.8 ㎡

（カ）活動エリア



ケ　一般社団法人　森里（玉川地域）　※新規

（ア）発足　令和４年

（イ）会員数　３人

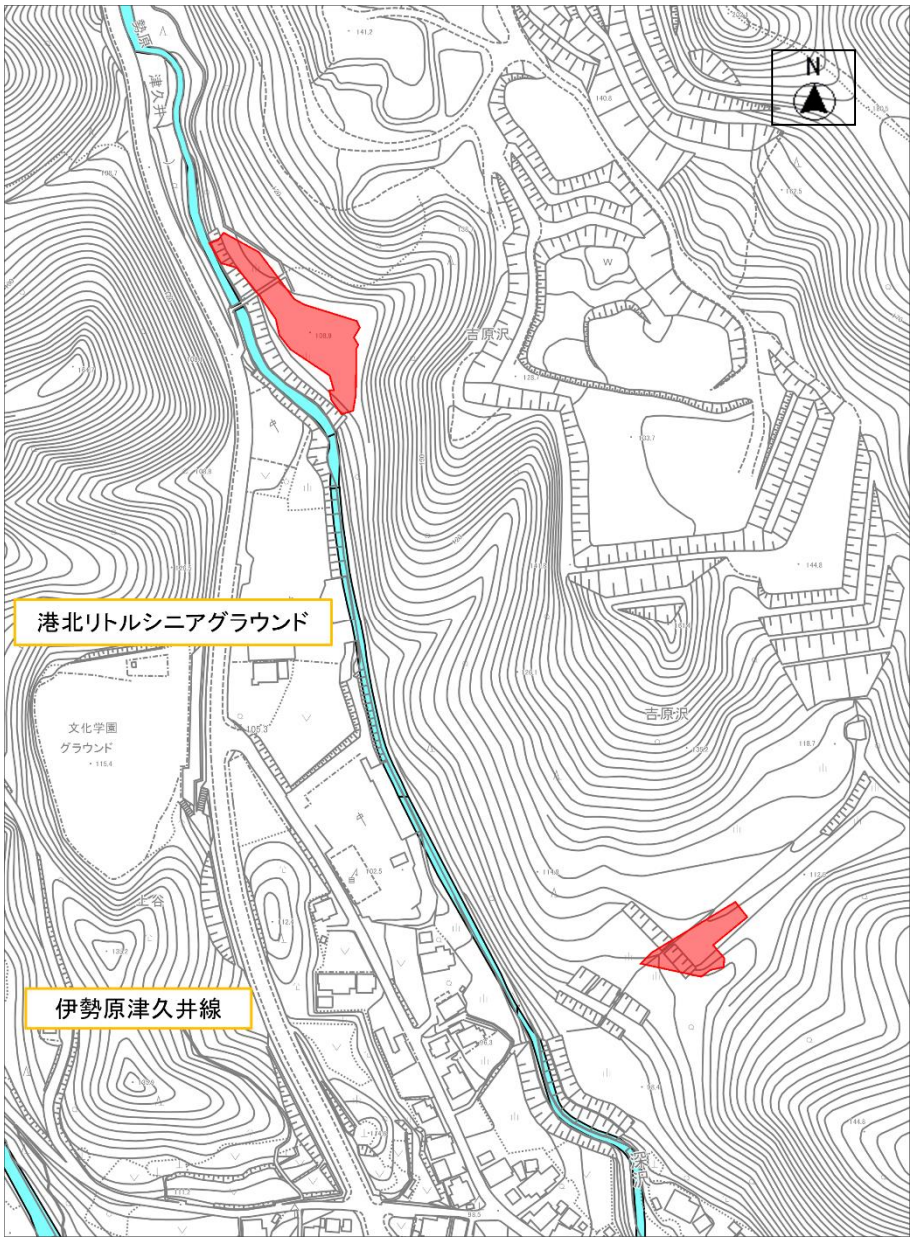
（ウ）代表者　小林　夏子（厚木市鳶尾）

（エ）主な活動

自然豊かな七沢地区では、鳥獣害問題や高齢化による人口減少が続き、近年は適切な管理がされにくくなっており、その機能が失われつつある。そうした課題に対処するため、土地所有者をはじめとする地域住民や農協等と連携し、生物調査、草原の整備、倒木の処理、除草作業等を行っている。

（オ）協定面積　3,260 ㎡

（カ）活動エリア



コ　かてる農場（小鮎地域）　※新規

（ア）発足　令和７年

（イ）会員数　８人

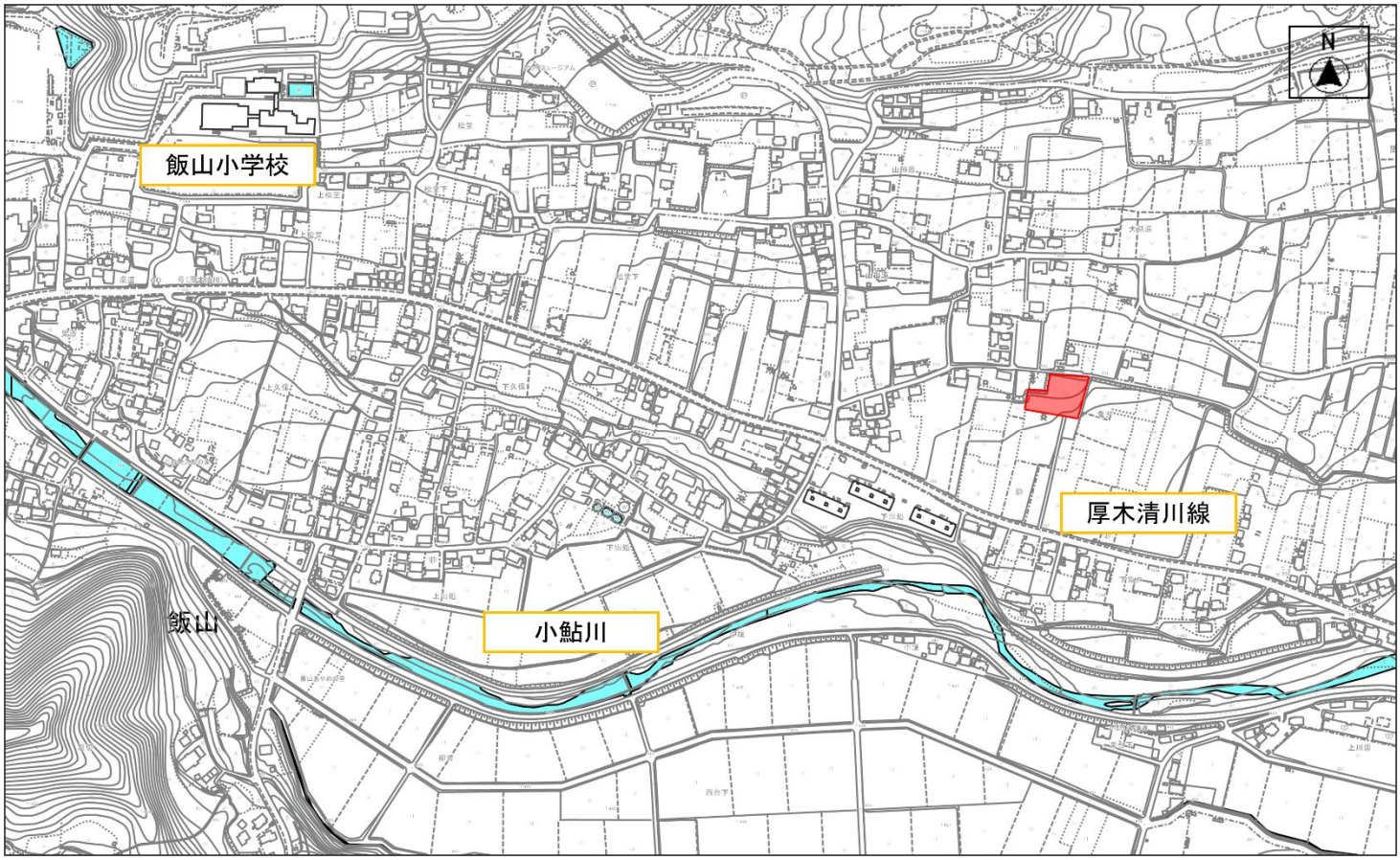
（ウ）代表者　佐藤　智幸（相模原市）

（エ）主な活動

飯山地区では農林業の担い手の減少により、農林地等の維持管理が難しくなり、良好な里地里山の風景が失われつつある。また、若い人達が里山や自然とふれあう機会が減ってきている等の課題がある。課題解決に向け、里地里山の多面的機能を次世代へ継承することを目標として、体験農園及び各種イベントを通じた交流事業を行っている。

（オ）協定面積　1,854 ㎡

（カ）活動エリア



３　里地里山活動協定の認定（第 12 条関係）

（１）認定の要件

保全等地域において、保全活動を行おうとする認定団体及び当該保全活動が行われる農林地等の土地所有者は、次に掲げる事項を定めた協定を締結し、当該里地里山活動協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。

ア　里地里山活動協定の対象となる農林地等の区域及び面積

イ　里地里山活動協定の対象となる農林地等の利用に関する事項

ウ　認定団体が行う保全活動の内容

エ　里地里山活動協定に違反した場合の措置

オ　里地里山活動協定の期間

カ　その他必要な事項

（２）認定状況

市協定番号	活動団体	協定地積	協定地積計	協定期間		
第1-02-02	七沢里山づくりの会	1,817.0	2,628.0	平成24年6月1日	～	令和9年3月31日
第1-03-02	七沢里山づくりの会	811.0		平成30年3月1日	～	令和9年3月31日
第2-04-02	七沢楽里会	1,138.0	7,369.0	平成27年12月1日	～	令和9年3月31日
第2-05-02	七沢楽里会	1,006.0		平成27年12月1日	～	令和9年3月31日
第2-06-02	七沢楽里会	1,581.0		平成27年12月1日	～	令和9年3月31日
第2-08-11	七沢楽里会	1,053.0		平成30年3月1日	～	令和14年3月31日
第2-09-01	七沢楽里会	2,591.0		令和2年12月1日	～	令和9年3月31日
第3-01-03	みどりと清流のふるさと創造委員会	3,871.0	4,925.0	令和2年3月1日	～	令和11年3月31日
第3-03-01	みどりと清流のふるさと創造委員会	1,054.0		令和4年8月23日	～	令和11年3月31日
第4-01-02	荻野三つ沢の里山を守る会	2,464.0	6,956.0	令和7年4月1日	～	令和12年3月31日
第4-02-02	荻野三つ沢の里山を守る会	1,060.0		平成27年4月1日	～	令和12年3月31日
第4-03-11	荻野三つ沢の里山を守る会	846.0		平成27年4月1日	～	令和12年3月31日
第4-04-02	荻野三つ沢の里山を守る会	2,343.0		平成27年4月1日	～	令和12年3月31日
第4-05-02	荻野三つ沢の里山を守る会	243.0		平成27年4月1日	～	令和12年3月31日

市協定番号	活動団体	協定地積	協定地積計	協定期間		
第5-01-04	荻野こめこめ倶楽部	6,798.0	7,433.0	平成29年2月1日	～	令和11年3月31日
第5-02-01	荻野こめこめ倶楽部	287.0		令和1年12月1日	～	令和13年3月31日
第5-03-01	荻野こめこめ倶楽部	348.0		令和7年4月1日	～	令和12年3月31日
第6-01-02	ＮＰＯ法人グリーン成長桜	7,758.0	23,379.8	令和7年4月1日	～	令和12年3月31日
第6-02-02	ＮＰＯ法人グリーン成長桜	15,621.8		令和7年4月1日	～	令和12年3月31日
第7-02-02	飯山農楽校	978.0	1,912.0	平成30年3月1日	～	令和11年3月31日
第7-05-02	飯山農楽校	934.0		令和1年12月1日	～	令和11年3月31日
第8-01-01	小鮎地区農考会	2,716.0	4,702.0	令和3年4月1日	～	令和13年3月31日
		1,986.0				
第9-01-01	一般社団法人　森里	1,028.0	3,260.0	令和7年6月7日	～	令和12年3月31日
第9-02-01	一般社団法人　森里	92.0		令和7年6月7日	～	令和12年3月31日
		690.0				
		505.0				
		357.0				
		588.0				
第9-01-01	かてる農場	439.0	1,854.0	令和7年12月31日	～	令和12年3月31日
		1,415.0				
			64,418.8			

4　里地里山活動協定に係る活動に対する支援（第 16 条関係）

認定団体と市民との保全活動に係る認定団体に対し、当該里地里山活動協定に基づく保全活動を支援するために必要な措置を講ずるものとする。





○厚木市里地里山保全等促進事業補助金

厚木市里地里山保全等促進事業補助金交付要綱に基づき、10 団体に交付金を交付。

No.	認定団体	主な活動内容	補助金額
1	七沢里山づくりの会	稲作体験など	329 千円
2	ＮＰＯ法人里山ネット・あつぎ ※七沢楽里会	稲作体験、サツマイモ、 ブルーベリー栽培など	443 千円
3	みどりと清流のふるさと創造委員会	花卉栽培、ざる菊祭り開催など	753 千円
4	飯山農楽校	畑整備など	298 千円
5	小鮎地区農考会	畑整備など	200 千円
6	荻野三つ沢の里山を守る会	稲作体験、畑整備など	546 千円
7	ＮＰＯ法人ゆめのシステムプロジェクト ※荻野こめこめ倶楽部	稲作体験など	577 千円
8	ＮＰＯ法人グリーン成長桜	里山整備や植樹祭の開催など	400 千円
9	一般社団法人　森里	生物調査、草原の整備など	200 千円
10	かてる農場	体験農園、各種イベントなど	232 千円
		合　　計	3,978 千円

5　認定団体と市民との交流の促進等（第 17 条関係）

市は、認定団体と市民との保全活動に係る交流の促進を図るとともに、認定団体と法人その他の団体との保全活動に係る連携の促進を図るものとする。

（１）市民等の公募ボランティア

認定団体	登録者数
七沢里山づくりの会	79 人
荻野三つ沢の里山を守る会	56 人

（２）企業との連携

認定団体	連携企業
ＮＰＯ法人里山ネット・あつぎ ※七沢楽里会	日産自動車（株）

（３）大学との連携

認定団体	連携大学
七沢里山づくりの会	横浜国立大学
ＮＰＯ法人里山ネット・あつぎ ※七沢楽里会	東京農業大学、松蔭大学
みどりと清流のふるさと創造委員会	東京農業大学
荻野三つ沢里山を守る会	東京農業大学

（４）体験学習、イベント等の実施

認定団体	内容
七沢里山づくりの会	稲作体験
ＮＰＯ法人里山ネット・あつぎ ※七沢楽里会	サツマイモ収穫体験、 生き物調査
みどりと清流のふるさと創造委員会	花卉の収穫体験、 飯山花の里ざる菊まつり 飯山花の里ポピーまつり
飯山農楽校	サツマイモ、落花生収穫体験
小鮎地区農考会	サツマイモ収穫体験
荻野三つ沢の里山を守る会	稲作体験
ＮＰＯ法人ゆめのシステムプロジェクト ※荻野こめこめ倶楽部	稲作体験
ＮＰＯ法人 グリーン成長桜	植樹祭
一般社団法人　森里	生物調査、草原の整備、 倒木の処理、除草作業等
かてる農場	かてる農場祭

６　里地里山保全等促進基金の設置（第 18 条関係）

14,995,500 円（令和８年３月 31 日現在）

前年度比　▲2,501,171 円

第３次厚木市里地里山保全等促進計画策定方針

１　計画策定の趣旨

本計画は、厚木市里地里山保全等促進条例（以下「条例」という。）に基づき策定するものであり、令和３（2021）年３月に策定した現行計画が令和８（2026）年度をもって満了を迎えることから、令和９（2027）年度を始期とする次期計画を策定するものです。

２　基本的事項

⑴　里地里山とは

里地里山は、自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置し、集落を取り巻く農地、水路、ため池、雑木林と人工林、草原等で構成される地域概念です。

また、里地里山は人工的な自然であり、人の手による十分な管理が加わることで初めて成立する「二次的な自然」です。

かつての里地里山は、農林業生産や生活の営みの場としての役割を担ってきましたが、現在は「生物多様性の保全」、「防災・減災」、「景観や伝統的生活文化の継承」、「環境教育や自然体験の場」等の多面的な機能を有し、地域社会における重要なエリアと位置付けられます。

⑵　計画の目的

本計画は、条例が掲げる目的の達成に向け、本市の里地里山の保全及び活用に関する目標を示すものとします。また、条例の基本理念にのっとり、市民、里地里山活動団体、企業、大学、行政等の多様な主体が「共創」の取組により様々な活動を推進し、里地里山の多面的機能を次世代へ継承していくために必要な事項を明らかにします。

厚木市里地里山保全等促進条例（抜粋）

（目的）

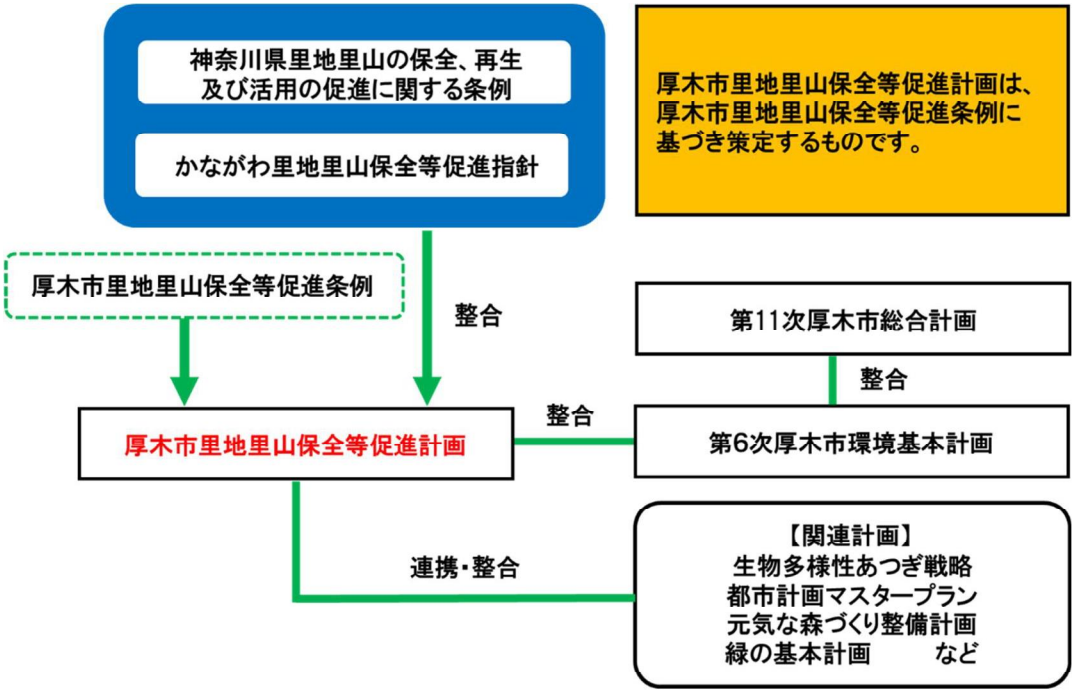
第１条　この条例は、里地里山の保全及び活用(以下「里地里山の保全等」という。)についての基本理念を定め、並びに市、土地所有者等、里地里山活動団体及び市民の役割等を明らかにするとともに、里地里山の保全等を促進するために必要な事項を定めることにより、里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承を図り、もって市民の健康で心豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

(3) 計画の位置付け

本計画は、条例を踏まえ、上位計画である「第 11 次厚木市総合計画」や同時期に策定予定の「第６次厚木市環境基本計画」、関連計画である「厚木市緑の基本計画」、「元気な森づくり整備計画」、「厚木市景観計画」等との連携を図りながら推進していきます。

また、「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」及び「かながわ里地里山保全等促進指針」との整合を図ります。

【イメージ図】



(4) 計画の期間

計画期間は、令和９（2027）年度から令和 18（2036）年度までの 10 年間とします。また、中間年度である令和 13（2031）年度以降必要に応じて見直しを実施します。

３　現状と課題

令和７（2025）年度に実施した市民意識調査結果において、本市の現在のまちのイメージとして「自然環境の豊かなまち」が 41.9%と最も高い結果でした。これは隔年実施している本調査において、平成 23（2011）年度から継続的に 1 番高いイメージとして支持を得ており、本市の魅力の一つである自然環境の豊かさが市民の意識にも根付いていると言えます。

また、同調査では「自然環境や生態系を守るための取組としてどのような取組が必要であるか」の問いに対して、「里地里山の保全活動の活性化」が必要であるとの回答が 54.7%と最も高く、里地里山の保全活動についても対応が求められています。

現在本市では、玉川地区、荻野地区、小鮎地区の３地区を里地里山保全の重点地域として位置付けるとともに、重点地域内で活動する９つの認定保全活動団体に対し継続的な支援を行っており、認定保全活動団体の活動面積は、令和７年度末現在で約６．８ha となっています。

しかし、会員の高齢化や担い手不足により、解散や活動規模の縮小が予定される団体も存在し、将来的に活動面積の減少が予測されています。

４　策定に当たって考慮すべき視点

(1) 重点地域の保全

現地調査や認定団体へのヒアリングを継続的に行い、重点地域における里地里山の保全を図るとともに、活動面積の拡大など重点地域の良好な里地里山環境の確保が求められています。

(2) 里地里山活動団体の活性化

里地里山活動団体の活動を継続し、更なる活性化を図るため、会員や参加者の増加、若手後継者の育成、地域理解の促進に向けた周知啓発が必要とされています。また、団体間の協力や連携強化が求められています。

(3) 観光資源としての活用

観光資源として里地里山を有効活用することは、地域振興や地域資源の地産地消の促進につながります。

自然体験や農作物の収穫を兼ねた体験イベントなどのエコ・グリーンツーリズムを推進し、市内外へ幅広く周知することで、里地里山の観光利用による地域の活性化、市民や都市住民の里山に対する理解を促進する必要があります。

⑷ 環境教育の場としての活用

里地里山では五感を活用した体験型環境学習が可能です。自然に直接触れる、匂いを感じる、季節の移り変わりを目で観察するなどの活動を通じて、自然とのつながりを直感的に感じることができます。

また、学童期から青年期までの世代を対象に日常では得られない自然体験を提供することで、環境問題への理解を深めるとともに、自然と人間の営みについて考えるきっかけをつくり、将来にわたって里地里山に携わる人材を育成する必要があります。

⑸ 企業の CSR・SDGs 活動の場としての活用

企業が CSR 活動等を通じ保全活動に関わることは里地里山の活性化にもつながります。また、里地里山の保全は SDGｓのゴールのうち、15 番目の目標である「陸の豊かさも守ろう」と密接に結びついています。

こうした企業による積極的な関与は、ボランティアとして認定団体への労働力提供や、資金面での支援など、多様な形で展開されることが期待されます。これにより、地域社会と企業が連携しながら、持続可能な里地里山の保全・活性化をより効果的に推進します。

⑹ 新たな里地里山活動団体の形成

令和７（2025）年 12 月に実施した市民アンケートでは、里山の保全活動に参加してみたいと回答した人の割合は 27.7%と、里山体験に魅力を感じている市民は潜在的に一定数いることが分かりました。

このようなニーズを持った市民の参加を促進するために、討論会の実施や市内大学との連携強化、里山保全活動団体の新設等について検討します。

⑺ ネイチャーポジティブ※実現に向けた認定制度の拡充

里地里山の維持管理を行うことは、生物多様性を保全することと密接に関連します。

今後は、動植物の保全・調査や自然環境の再生活動を実施する団体についても、認定の対象とするよう制度の拡充を検討します。

※ネイチャーポジティブ…自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

５　策定体制

厚木市里地里山保全等促進委員会（附属機関）

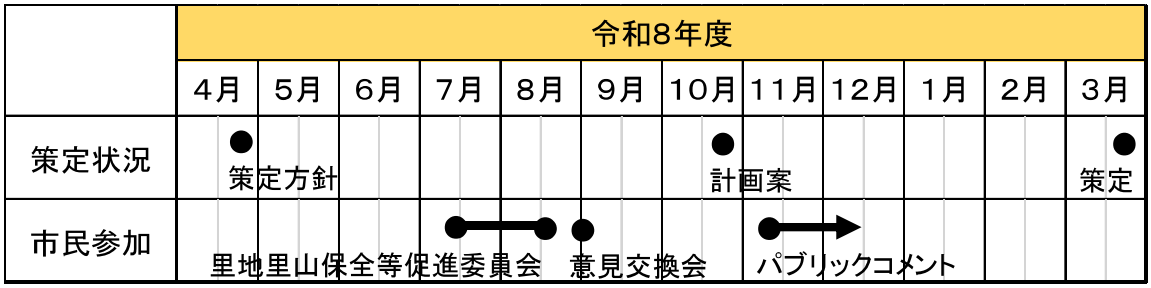
公募による市民、学識経験者及び関係行政機関の職員により構成し、新規計画の策定について、市長の諮問に応じて調査及び審議をし、答申します。

６　進行管理

ＰＤＣＡサイクルに基づき、本計画に位置付ける施策の進捗及び課題整理等の進行管理を厚木市里地里山保全等促進委員会において継続的に行い、実施結果の状況に応じて見直しを行うなど、計画の実効性を確保します。

７　策定スケジュール

次期計画の主な策定スケジュールは、次のとおりとします。



資料２－２

第３次厚木市里地里山保全等促進計画骨子

厚木市里地里山保全等促進計画(令和３年３月)

■計画の基本事項
計画の目的：多様な主体による「新たな協働利用」を促進し、多面的機能を次世代へ継承すること
計画期間：令和３年度から令和８年度までの６年間
重点地域：荻野・小鮎・玉川の３地域（対象区域は市全域）

■計画の目標
基本理念：里地里山の自然資源を共有の恵みと捉え、多様な主体による「新たな協働利用」の促進
短期目標：継続的な里地里山の保全活動を通じた拠点間ネットワークの形成
長期目標：里地里山の多面的機能を次世代へ継承し、心豊かな自然共生社会の実現

■里地里山保全等のための施策
１　里地里山活動の広がりと協定締結への支援
(1)活動の広がりに向けた支援
(2)土地所有者等との合意形成支援
(3)保全活動計画の作成支援
(4)里地里山活動協定の締結促進

２　里地里山活動団体の支援
(1)活動団体の認定
(2)認定団体補助金の交付と申請支援
(3)企業・大学等とのマッチング
(4)後継者等の人材募集・育成支援
(5)認定団体間の連携強化
(6)指導者の派遣等の活動支援

３　市民の理解と参加の促進
(1)親しみを感じる情報発信
(2)ふれあいの機会の提供
(3)市民ボランティアの公募
(4)企業ボランティアの協力
(5)保全活動の重要性と理解の促進
(6)農産物等の活用と地産地消の促進
(7)保全等促進基金への寄附と活用

４　里地里山の質の向上への取組
(1)企業・大学等との調査・研究
(2)情報・ノウハウの共有促進
(3)保全等の手法の調査・研究
(4)資源と活動のメニュー化
(5)森林整備を通じた生態系の維持・形成
(6)森林バイオマスの利活用
(7)有害鳥獣対策としての環境整備の推進

策定以降の社会(国レベル)の潮流

・COP15「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択と「30by30」目標の設定（令和４年）
・「自然共生サイト」認定制度の開始（令和５年）
・「地域生物多様性増進法」施行（令和７年）による自然共生サイトの法制化・活動認定と税制優遇
・コロナ禍を経た自然志向の高まり（グリーンリカバリー）や、里地里山での自然体験および都市農村交流へのニーズの拡大

神奈川県の動向

・「かながわ生物多様性計画（2024-2030）」の策定（令和６年）
・「かながわ里地里山保全等促進指針」の改定（令和７年）
　高齢化や担い手不足に対応する保全活動の継続支援
　地域資源を活用した交流や経済的取組（里の力）の推進
　企業・大学連携やSNS等による情報発信（まちの力）の推進

厚木市の動向

・「第10次厚木市総合計画」「第５次厚木市環境基本計画」「厚木市都市計画マスタープラン」の策定（令和３年３月）
・「元気な森づくり整備計画」の改定（令和４年３月）
・「厚木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の改定（令和５年３月）
・「生物多様性あつぎ戦略」の改定（令和６年３月）

厚木市里地里山保全等促進計画(令和３年３月)の評価

【成果】
・短期目標「活動協定対象面積6.5ha」を上回る、約6.8ha（令和７年度末現在）まで活動面積が拡大
・８つの認定団体を中心に、市民ボランティアや企業・大学等と連携した保全活動や体験事業が継続
【課題】
・会員の高齢化や担い手不足により解散・縮小を予定する団体もあり、将来的な活動面積の維持が危惧される
・基金等を取り崩しながら活動を支援している状況であり、持続可能な支援体制の構築が必要

改定の基本的な考え方

【重点地域の保全と団体の活性化】
既存の認定団体への継続支援および団体間の連携強化による活動面積の維持・拡大
【多様な主体との共創（新たな担い手の確保）】
企業のCSR・SDGs活動や大学、サークル、コミュニティ等の参画を促す新たな支援体制の構築
【持続的な保全を担保する制度の活用】
動植物の保全・再生活動を行う団体の認定拡充と、「地域生物多様性増進法」等を活用した仕組みづくり
【地域資源の高度利用】
里地里山を環境教育やエコ・グリーンツーリズムの場として活用し、都市住民等との交流を促進

第３次厚木市里地里山保全等促進計画(案)

■ 第１章 計画の基本事項
・計画の背景と目的、位置付け
・計画期間：令和9(2027)年度～令和18(2036)年度の10年間
・対象区域と重点地域
ポイント「計画期間を10年間へと変更。重点地域の一部市街化区域編入など都市計画の動向等を反映」

■ 第２章 厚木市の里地里山の現状と課題
・里地里山の現状と課題（担い手不足、鳥獣被害など）
・課題解決の方向性
ポイント「既存の課題に加え、活動団体の高齢化などを整理し、次章の目標・施策へつながる方向性を明確化」

■ 第３章 計画の目標
・基本理念と目指すべき姿
・里地里山の保全及び活用の在り方
・目標の設定
ポイント「これまでの『活動面積』に加え、『団体数や活動日数等』を新たな成果指標として設定」

■ 第４章 里地里山保全等のための施策
取組１：里地里山活動の広がりと協定締結への支援（ネイチャーポジティブ認定拡充 等）
取組２：里地里山活動団体の支援・活性化（若手人材育成、企業CSR・ボランティア受入 等）
取組３：市民の理解と参加の促進（コミュニティ化支援、環境教育の体系化、市主催イベント 等）
取組４：里地里山の質の向上（エコ・グリーンツーリズム推進、グリーンインフラ活用 等）
ポイント「『ネイチャーポジティブ認定制度の拡充』『企業のCSR活動受け入れ支援』『ボランティアのコミュニティ化』など、社会潮流に応じた新規・発展施策を大幅に拡充」

■ 第５章 計画の推進
・各主体の役割と連携
・推進体制と進行管理（PDCAサイクル）
ポイント「多様な主体（企業・大学・サークル・コミュニティ等）の役割を明記し、新たな共創の体制を構築」

■ 第６章 資料編
・厚木市里地里山保全等促進条例 等

資料２－３

2026.7.22

第３次厚木市里地里山保全等促進計画（案）

令和９（2027）年度～令和 18（2036）年度

１章　計画の基本事項

１－１　里地里山とは

里地里山は、自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域の中間に位置し、集落を取り巻く農地、水路、ため池、雑木林と人工林、草原等で構成される地域概念です。

また、里地里山は人工的な自然であり、人の手による十分な管理が加わることで初めて成立する「二次的な自然」です。

かつての里地里山は、農林業生産や生活の営みの場としての役割を担ってきましたが、現在は「良好な景観の形成」、「生物の多様性の確保」、「災害の防止」、「伝統的な文化の伝承」、「余暇及び教育的な活動の場の提供」等の多面的な機能（以下「多面的機能」という。）を有し、地域社会における重要なエリアと位置付けられます。

ポイント

変更内容	理由
多面的機能の語句を条例第２条第４号の表現に統一。現行計画の「森林バイオマス資源の生産」「地球温暖化の防止」を削除し、条例に明記されている「災害の防止」を追加。	条例との整合を優先。「森林バイオマス」「温暖化防止」は第４章施策で触れるため１－１からは省略。「災害の防止」は条例第２条第４号に明記され今回初めて反映。

１－２　計画策定の背景と目的

里地里山は、多くの市民に潤いと安らぎをもたらす市民共有の財産であり、かけがえのないものです。

しかし、里地里山の多くは、人々の生活や産業構造の変化、農林業の後継者不足や高齢化等から、その利用が低下し、人の手が入らなくなったことで、多面的機能が失われつつあります。農林業者や地域住民による維持管理が困難になる中、里地里山を将来に継承していくには、より多様で広域的な支援が必要となります。

このような背景から、本市では平成 25（2013）年 3 月に策定した「生物多様性あつぎ戦略」の行動戦略の一つに「里地里山の保全と再生」を位置付け、その具体的施策として、平成 25（2013）年 12 月に「厚木市里地里山保全等促進条例」（以下「条例」という。）を制定しました。令和 3（2021）年 3 月には、条例に基づく「第 2 次厚木市里地里山保全等促進計画」を策定し、多様な主体による「新たな協働利用」の促進に取り組んできました。現行計画が令和 8（2026）年度をもって満了を迎えることから、令和 9（2027）年度を始期とする本計画を策定するものです。

本計画は、条例が掲げる目的の達成に向け、本市の里地里山の保全及び活用に関する目標を示すとともに、市民、里地里山活動団体、企業、大学、行政等の多様な主体が「共創」の取組により様々な活動を推進し、里地里山の多面的機能を次世代へ継承していくために必要な事項を明らかにするものです。

厚木市里地里山保全等促進条例（抜粋）

（目的）

第 1 条　この条例は、里地里山の保全及び活用（以下「里地里山の保全等」という。）についての基本理念を定め、並びに市、土地所有者等、里地里山活動団体及び市民の役割等を明らかにするとともに、里地里山の保全等を促進するために必要な事項を定めることにより、里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承を図り、もって市民の健康で心豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

ポイント

変更内容	理由
現行計画で別節だった「背景」と「目的」を 1 節に統合。二次計画から三次計画への経緯を 1 文追加。キーワードを「新たな協働利用」から「共創」に変更。	内容的に連動するため統合。「共創」は策定方針 2(2)に準拠したキーワード。

１－３　計画の位置付け

本計画は、条例を踏まえ、上位計画である「第 11 次厚木市総合計画」や同時期に策定予定の「第６次厚木市環境基本計画」及び「生物多様性あつぎ戦略」、関連計画である「厚木市緑の基本計画」、「厚木市水源の森整備計画」、「厚木市景観計画」等との連携を図りながら推進していきます。また、「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」及び「かながわ里地里山保全等促進指針」との整合を図り策定するものです。

【図：本計画と関連計画の位置付け】

ポイント

変更内容	理由
上位計画名を第 11 次厚木市総合計画・第 6 次厚木市環境基本計画へ更新。文章・構成は現行踏襲。	策定方針 2(3)に列挙された計画名を反映。関連計画名に変更なし。

１－４　計画期間

本計画は、令和９（2027）年度を初年度とし、令和 18（2036）年度までの 10 年間とします。なお、中間年度である令和 13（2031）年度以降、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを実施します。

【図：本計画の計画期間】

ポイント

変更内容	理由
計画期間を 6 年（R3～R8）から 0 年（R9～R18）に変更。中間見直し規定（R13 以降）を追加。	策定方針 2(4)に明記。中間見直し規定も同方針に基づき追加。

１－５　対象区域と重点地域

厚木市里地里山保全等促進条例では、里地里山を「現に管理若しくは利用をされ、又はかつて管理若しくは利用をされていた農地、水路、ため池、二次林（その土地本来の自然植生ではない人為的に成立した雑木林、笹林等をいう。）その他これらに類する土地及び集落で構成される地域をいう。」と定義しています。

これを踏まえて、対象とする区域は厚木市全域としつつ、特に里地里山の保全等を図る必要性がある区域として重点地域を設定しています。

重点地域は、市北西部の自然性の高い奥山地域と人間活動が集中する都市地域の中間に位置し、農地や水路、森林と集落が一体的であり、地域住民が主体として保全等に取り組んでいる荻野・小鮎・玉川地域を選定しました。

重点地域全体の面積は約 4,600ha であり、うち農業振興地域の面積は約 2，100ha です。本市では、この重点地域において、支援が必要な拠点を中心に里地里山に関わる保全活動を促進していきます。また、重点地域外においても、里地里山の多面的機能が持続し、又は向上すると認められる地域については、条例の基本理念に照らし積極的に支援します。

【図：本計画の対象区域と重点地域】

ポイント

変更内容	理由
重点地域は 3 地域のまま変更なし。遊休農地面積（13.5ha、R2 年 3 月時点）の記述を削除。	面積数値は古いため一旦削除。市から最新データ受領後に更新予定。その他の記述は現行踏襲。

第２章　厚木市の里地里山の現状と課題

２－１　里地里山の現状

（１）里地里山の荒廃と担い手の変化

里地里山は、人々が住み生活を送る集落である「里」と、水田や畑等の「農地」、雑木林や竹林等の「山」がモザイク状に一体となった地形に、農林業や生活の営みの中で人々が自然に働きかけることで形成された地域です。

厚木市でも昭和 30 年代頃までは、山の湧水を利用した棚田が七沢地域や荻野地域等で多く見られました。また、雑木林の木を伐採し、薪や炭等の燃料として利用してきました。棚田は「田植え・稲刈り・代かきや畔塗りの年間サイクル」により、雑木林は「10 年から 20 年ごとの伐採や更新」により維持されており、里地里山では動的な土地利用と循環型の資源利用が行われてきました。

しかし、近年では農林業者の高齢化が進み、後継者不足から耕作が放棄される土地も増えています。水田が畑に変わったり、耕作放棄地となるなどして農地が減少するとともに、周辺の森林が資源利用されなくなる等、従来の里地里山の自然環境が失われつつあります。また、谷戸の水田耕作等によって形成されてきた湿地やため池の多様な環境も消失しつつあり、こうした変化が里地里山全体の多面的機能の低下につながっています。

かつての暮らしでは、薪や建築材料、山野草・果実等の季節の恵み、田畑の肥料となる草・落ち葉等を山野から得てきました。しかし、近年では化学肥料や電気・ガス等が主流となり、落ち葉・材木を生活で用いる機会がなくなりました。間伐されない樹木は伸び続け、林床が暗くなることで植物の多様性が失われ、かつて見られた花や草が徐々に姿を消しています。

ポイント

変更内容	理由
現行計画 2-1 の「荒廃が進む里地里山」「人による働きかけの変化」の 2 項目を統合・整理。水田が畑・耕作放棄地へ転換している減少の記述を維持。谷戸の記述を追加。	現行計画の内容を踏襲しつつ、重複する記述を整理して読みやすくした。七沢里山づくりの会は解散のため言及なし。写真も省略。

（２）里地里山の生物多様性

厚木市内には多様な動植物が生息・生育しており、「厚木市生物目録」によると、市内で約 5,700 種の動物と約 1,700 種の植物が確認されています。また、動植物の主な生息・生育環境として、相模川等の河川や丹沢の山地、七沢・荻野・飯山等の里地里山があげられています。

里地里山は、長い歴史を通じて農林業や生活の営みを通じた人の働きかけにより形作られ、維持されてきました。定期的に伐採や下草刈りが行われてきた雑木林や草地、農業用水として管理されてきた水田周辺の水路・ため池等、里地里山には多様な生きものの生息環境が形成されており、サシバやトウキョウダルマガエル、カワラノギク等の絶滅危惧種を含む多くの種が里地里山を主な生息地としています。

一方、近年では里地里山の管理放棄に伴う植生遷移の進行により、竹・ササ類の侵入やツル植物の繁茂、高木の大径木化等が進行し、林冠が閉鎖した暗い林へと環境が変化しています。これにより、かつてはごく普通に見られたキンランやギンラン等のランの仲間が姿を消しつつあるほか、水辺環境の多様性も失われ、ゲンジボタルやゲンゴロウ等の水生生物も大きく数を減らしています。一方で、

保全団体による水路整備等の継続的な取組により、かつて姿を消した水生生物の復活が確認されている地区もあり、人の手による適切な管理が生態系の回復に直結することが示されています。また、市内では絶滅危惧種が多数確認されており、生物多様性の保全が喫緊の課題となっています。

ポイント

変更内容	理由
生物多様性あつぎ戦略（R6 年 3 月）の記載内容を反映（正確には目録情報）。 ヒアリング内容を反映し、一部で生態系の回復が見られることを追記	生物多様性あつぎ戦略が R6 に改定されており、反映することが望ましい

（3）里地里山の保全活動

本市では、里地里山保全等促進条例に基づき、里地里山の保全活動を継続的に行う団体を「認定保全活動団体」として認定し、活動支援を行っています。令和 7（2025）年度末現在、荻野地区、小鮎地区、玉川地区の 3 つの重点地域において 10 団体が認定を受けており、活動面積は約 6.8ha となっています。

認定保全活動団体は、水田・畑の耕作管理、竹林整備、雑木林の下草刈りや間伐など里地里山の荒廃抑制に直接貢献する活動のほか、農作業体験、植樹祭、自然観察会などの市民参加型イベントを通じた普及啓発活動も積極的に展開しています。

一方で、平成 10 年から里地里山保全活動をしてきた「七沢里山づくりの会」が令和 7 年度末をもって解散するなど、団体会員の高齢化や担い手不足の深刻化により、保全活動の継続が危惧され、新たな担い手や活動団体の確保が急務となっています。

【荻野地区】

荻野地区では複数の団体が活動しています。「荻野三つ沢の里山を守る会」（平成 14 年発足、会員約 15 名）は、遊休農地での米の栽培と棚田周辺の下草刈り等の環境整備を行っており、公募ボランティアや企業ボランティアとともに稲作体験を実施しています。また、土羽の水路を新たに整備し、ホタルやゲンゴロウ等の復活が確認されています。「こめこめ倶楽部」（会員約 15 名）は、かつて耕作放棄地であった田んぼを回復させ、無農薬による稲作を中心とした活動を展開するとともに、近隣保育園との農業体験にも取り組んでいます。また、鳶尾山周辺では、間伐・下草刈り・植樹等の継続的な森林保全活動が行われています。

【小鮎地区】

小鮎地区では 4 団体が活動しています。「みどりと清流のふるさと創造委員会」（平成 17 年発足、会員約 25 名）は、飯山の花の里でざる菊等の花卉栽培による景観保全に取り組み、毎年 11 月に「飯山花の里ざる菊祭」を開催して地域の活性化を図っています。また、東京農業大学の学生ボランティアとの協働による農作業にも取り組んでいます。「飯山農楽校」（平成 29 年発足、会員 9 名）は、耕作放棄地を活用した体験農園を展開し、年間を通じて多種類の野菜の栽培指導を行うとともに、直売所の運営や交流イベントを通じて地域との関わりを広げています。「小鮎地区農考会」（令和 3 年認定、会員 29 名）は、サツマイモ・落花生・ソバ等の栽培と保育園・幼稚園と連携した農業体験を実施するほか、通学路沿いにひまわり・菜の花を植栽して地域の景観づくりにも取り組んでい

ます。「かてる農場」（令和 7 年認定）は、耕作放棄地を回復させた農場で多様な作物を栽培するとともに、福祉施設の利用者や中学生の農業体験を受け入れ、農業を通じた多様なつながりを広げています。

【玉川地区】

玉川地区では 2 団体が活動しています。「七沢楽里会」（平成 23 年発足、会員約 25 名）は、遊休農地での米・サツマイモ・ブルーベリー等の栽培を行うとともに、市内企業との継続的な協働による農作業体験を実施しています。また、湛水田を水生生物の生息環境として維持管理し、外部調査団体と連携した生物多様性の保全にも取り組んでいます。「森里」（令和 7 年認定）は、耕作放棄地の整備を主な活動としながら、フクロウをはじめとする野生鳥類の調査・保全にも力を入れており、地域住民への広報誌の定期配布を通じて活動への理解を広げています。

ポイント

変更内容	理由
活動団体の活動内容を地区別（荻野→小鮎→玉川）に再構成し具体化。ヒアリングをもとに内容を更新。	最新の状況に更新

【コラム】第 2 次計画の実績と評価

第 2 次厚木市里地里山保全等促進計画（令和 3〜8 年度）では、認定保全活動団体の活動面積を「6.5ha 以上」とする目標を設定しました。令和 7 年度末現在の活動面積は約 6.8ha となり、目標を達成しています。また、補助金交付を通じた継続的な活動支援（令和 7 年度：10 団体に合計 3,978 千円交付）のほか、市民ボランティアの公募や企業・大学との連携促進により、各団体の活動基盤の維持に努めてきました。一方で、会員の高齢化や担い手不足を背景に、今後の活動規模の縮小が懸念される団体も見られており、第 3 次計画においては活動の継続・拡大に向けた新たな支援策の検討が求められます。

２－２　社会情勢の変化

（１）国レベルの動向

令和 4（2022）年に開催された国連生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）において「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030 年までに陸と海の 30%以上を保全する「30by30 目標」が国際目標として設定されました。国内では令和 5（2023）年に「自然共生サイト」認定制度が開始され、民間等の取組によって生物多様性の保全に資する区域を認定する仕組みが整備されました。さらに令和 7（2025）年には「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（地域生物多様性増進法）」が施行され、自然共生サイトが法制化されるとともに、認定活動への税制優遇措置が講じられました。

（２）神奈川県の動向

令和 6（2024）年に「かながわ生物多様性計画（2024-2030）」が策定され、生物多様性の保全・回復に向けた県全体の方針が示されました。また令和 7（2025）年には「かながわ里地里山保全等促進指針」が改定され、高齢化や担い手不足に対応する保全活動の継続支援、地域資源を活用した交流や経済的取組（里の力）の推進、企業・大学連携や SNS 等による情報発信（まちの力）の推進が新たに盛り込まれました。

（３）厚木市の動向

前期計画期間中に、上位・関連計画の策定・改定が相次いで行われました。令和 4（2022）年には「元気な森づくり整備計画」が改定され（本計画と同時期に「厚木市水源の森整備計画」として改定予定）、令和 5（2023）年には「厚木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」が改定されました。また令和 6（2024）年には「生物多様性あつぎ戦略」が改定され、ネイチャーポジティブの実現に向けた本市の方向性が更新されています。第 3 次計画は、これらの計画との整合を図りながら推進していきます。

（４）社会トレンド

コロナ禍を経て自然志向・農的な暮らしへの関心が高まり（グリーンリカバリー）、里地里山での自然体験や都市農村交流へのニーズが拡大しています。また、少子高齢化の進行に伴う農林業の担い手不足や地域コミュニティの弱体化が全国的に深刻化しており、本市においても里地里山を支えてきた地域住民や活動団体の高齢化が進んでいます。一方、SDGs の浸透や ESG 投資の拡大を背景に、企業による自然環境への貢献（CSR・CSV 活動）への関心も高まっており、新たな担い手や団体の形成につながる機運が生まれています。

ポイント

変更内容	理由
現行計画に相当節なし（新規追加）。（１）国レベルの動向、（２）神奈川県の動向、（３）厚木市の動向、（４）社会トレンドの 4 項目で整理。地域生物多様性増進法（令和 7 年施行）を明記。	骨子 ver02 の枠組みに沿って整理。従来の②人口・社会構造、③企業・市民の環境意識は（４）社会トレンドとして統合。

２－３　里地里山の課題

（１）　農林業の担い手不足

少子高齢化の進行により、農林業に従事する人口は減少し続けており、水田・畑の耕作放棄地の増加や、適切な管理が行き届かない山林の拡大につながっています。従来、里地里山の管理を担ってきた地域住民の高齢化が進む中、農林業の知識・技術を持つ次世代の担い手を育成・確保することが急務となっています。

（２）　農作物の鳥獣被害

農林業の担い手不足による耕作放棄地の増加は、イノシシ・シカ・アライグマ等の野生鳥獣の生息域拡大を招き、農作物への被害が深刻化しています。鳥獣被害は農業意欲の低下と耕作放棄地のさらなる増加を招く悪循環をもたらすため、防護対策と個体数管理を一体的に進める必要があります。

（３）　生物多様性の低下

農林業の衰退に伴う里地里山の管理放棄は、多様な動植物が生息できる環境の消失を引き起こしています。特に、人の手が加わることで維持されてきた水田や草地は、管理が停止すると樹林化・藪化が進み、そこに依存する生物の生息地が失われます。30by30 目標やネイチャーポジティブの実現に向けて、里地里山の生物多様性を積極的に保全・回復する取組が求められています。

（４）　景観・環境保全機能の低下

水田や雑木林など里地里山を構成する要素は、良好な農村景観の形成とともに、水源涵養、土砂流出防止、洪水緩和等の防災・減災機能を担っています。耕作放棄地の拡大や樹林・竹林の荒廃は、こうした多面的機能を低下させ、地域の自然環境と生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。

（５）　保全活動の課題

認定保全活動団体は里地里山の保全を担う重要な主体ですが、会員の高齢化・固定化は深刻で、解散の危機を経験した団体も存在します。団体の活動を継続するためには、若い世代や新規参加者の受け入れ促進、企業・大学との連携強化、団体間の情報共有と協力体制の構築が不可欠です。

ポイント

変更内容	理由
現行計画（P14-16、2.2 里地里山の課題）の 5 項目の課題構成を踏襲。各項目を「何が問題か・なぜ解決が必要か」の切り口で整理し記述を更新。森林整備の課題は独立項目とせず③生物多様性の低下に内包。	現行計画との継続性を維持しつつ、2-1・2-2 の記述と整合した課題の切り口に整理。

２－４　課題解決の方向性

前節で示した課題を踏まえ、本計画では以下の３つの方向性に基づき、里地里山の保全と活用を推進します。

（１）　里地里山を支える担い手づくり

農林業の担い手不足や保全活動団体の高齢化・固定化に対応するため、認定保全活動団体への継続的な支援を強化するとともに、若い世代や新規参加者が活動に参加しやすい環境を整備します。また、重点地域における活動面積の維持・拡大を図り、里地里山の適切な管理体制を確保します。

（２）　生態系・景観・農地の総合的な保全

生物多様性の低下、景観・環境保全機能の低下、鳥獣被害による農地の荒廃等の課題は相互に関連しており、個別ではなく総合的な対応が求められます。自然環境の再生活動や鳥獣被害対策を一体的に推進し、里地里山が持つ多面的機能の維持・回復を図ります。

（３）　多様な主体による共創の推進

行政・地域住民・保全活動団体のみならず、企業・大学・市民等の多様な主体が連携・協働することで、里地里山の保全活動の裾野を広げます。CSR 活動・環境教育・エコツーリズム等のさまざまな関わり方を通じて、新たな担い手の育成と地域の活性化を同時に実現します。

ポイント

変更内容	理由
現行計画（P19、2.3）では「バックキャストによる短期・長期目標設定」の手法説明１段落にとどまっていたが、第３次計画案では３つの具体的な方向性（保全・管理体制の強化／生態系・景観・農地の総合的な保全／多様な主体による共創の推進）を明示する構成に変更。	バックキャスト・フォアキャストの手法論的記述は里地里山保全計画の性格上適切でないと判断。2-3 の課題に対応する方向性を直接示すことで第３章へのつながりを明確にした。

第３章　計画の目標

３－１　基本理念と目指すべき姿

里地里山は、長い年月にわたり地域の人々の営みと自然が関わり合いながら形成されてきたものです。かつては日常的に使われ、暮らしとともにあった里地里山は、経済社会の変化やエネルギー革命等により利用が減少し、遊休農地や手入れの行き届かない森林の増加、竹林の拡大等に加え、生活文化の継承の困難さや動植物の減少等が問題となっています。これまで里地里山の維持を担ってきた地域の農林業者や地域住民が高齢化等により、里地里山を引き続き維持していくことが困難になってきています。このため、本市の豊かな自然環境を大切に思う、より多くの方々が里地里山と関わりを持つことが大切です。

里地里山は市民共有の財産であり、里地里山からもたらされる豊かな自然の恵みは、人との継続的な関わりの中から生まれるものです。地域での維持が困難になった里地里山は、市民、里地里山活動団体、企業、大学、行政等の多様な主体が連携・協働しながら、保全及び活用を図っていきます。

◆基本理念（案）※市協議用・３案提示

	基本理念（案）	**特徴**
現行案	里地里山の自然資源を共有の恵みと捉え、多様な主体による「新たな協働利用」を促進する	現行計画からの継続性を重視
変更１案	里地里山を市民共有の財産として守り、活かし、多様な主体が力をあわせて次世代へつなぐ	市民に伝わりやすい平易な表現
変更２案	「共創」の取組を通じて里地里山の保全と活用を推進し、豊かな自然の恵みを次世代へ継承する	策定方針のキーワード「共創」を反映

目指すべき姿①　里地里山の景観・伝統的文化の継承

集落と水田や雑木林、小川、ため池等が一体となった里地里山の景観は、各地域の自然的・社会的条件に応じて多様であり、それぞれがふるさとの「原風景」として地域住民の心のよりどころとなってきました。

また、里地里山では、長年にわたる人と自然の関わりを通じて培われた地域固有の「食」や工芸、伝統行事等の生活文化が伝えられてきました。

今日、地域とのふれあいや地域らしさを求める観光への志向の高まりに伴い、このような里地里山の景観や生活文化は、エコツーリズムやグリーンツーリズムの対象として注目されており、地域活性化の新たな資源としての期待が高まっています。こうした景観や生活文化の基盤としても、里地里山の適切な保全を図っていく必要があります。

目指すべき姿②　生物多様性の保全

里地里山の環境は、長い歴史を通して農林業や生活の営み等を通じ自然に働きかけることによって形づくられ維持されてきたものです。定期的に伐採や下草刈りが行われてきた雑木林や草地、農業用水として管理されてきた水田周辺の水路・ため池等、里地里山には多様な生きものの生息環境が形成され、こうした環境を好む特有の生きものの生息・生育の場となってきました。これらの動植物の中には、氷河期が終わって日本列島が温暖化する中で、落葉広葉樹林や草原等をすみかにして生き延びてきた遺存種や日本の固有種も多く含まれています。

このような里地里山は、丹沢等の奥山に残された原生的な自然とともに本市の生物多様性を支える重要な地域といえます。しかし昭和 30 年代以降、管理の衰退等に伴い、雑木林・草原のチョウや草本類、水田地帯の淡水魚類等、かつて身近に見られた里地里山の動植物の衰退が進んでおり、それらの中には絶滅の危機に瀕しているものも少なくありません。

国際的には「30by30 目標」やネイチャーポジティブの実現に向けた動きが加速しており、里地里山の生物多様性は長い年月にわたる人と自然との共生が作り上げてきたものとして、その積極的な保全・回復が求められています。里地里山の環境の適切な保全を図り、生物多様性の次世代への継承を目指します。

目指すべき姿③　環境教育・自然体験の場

市内の都市化が進行する一方で、市民の自然とのふれあいの機会が減少しており、特に子どもたちの自然離れが憂慮されています。遊びや生活の中で豊かな自然や生きものと接し、交流した体験は、その後の健全な心身の発達に欠かせないものとされています。

居住地周辺にあって多様な生きものや景観、生活文化を有する里地里山は、自然観察等の環境教育・環境学習のみならず、農林業体験や里山活動体験等、様々な体験活動の場としての活用が可能であり、市内の重点地域でもこのような活動が活発に実施されています。

また、コロナ禍を経て自然志向・農的な暮らしへの関心が高まる中、中高年層を中心に里山整備等への参加意欲も広がっており、里地里山はこれらの多様な教育・体験活動のフィールドとして適切な保全及び活用を図っていく必要があります。

ポイント

変更内容	理由
基本理念の文言について、現行案・変更１案・変更２案の３案を市協議用に提示。目指すべき姿②に「30by30 目標」・ネイチャーポジティブへの言及を追加。目指すべき姿③にコロナ禍後の自然志向の高まりを追記。現行計画の「SDGs コラム」を廃止し「ネイチャーポジティブと里地里山」コラム（後日作成）に置換。	第３次計画の計画期間（R9-R18）と SDGs 目標年（2030 年）の不整合を解消。地域生物多様性増進法・ネイチャーポジティブへの対応を明示。基本理念の「共創」は市との協議事項として整理。

【コラム】ネイチャーポジティブと里地里山（後日作成）

３－２　里地里山の保全及び活用の在り方

里地里山は、農業生産など日々の暮らしの「必然性」から生じた環境です。現在の利便性の高い生活から、かつて里地里山が形成されていた時代に戻ることは困難であり、里地里山の維持に向けては、主に活動団体がボランティアや市の支援を受けながら保全活動を実施しています。里地里山の保全には、持続的に取り組む「必然性」を生み出すことが不可欠であり、経済活動や多様な主体の参加と連携を通じて、利用と保全のバランスを保ちながら推進していきます。

（１）活動団体の活性化

現在、3 つの重点地域では、市で認定した 9 団体が里地里山の保全活動を実施しています。これらの団体が今後も継続し、さらに発展するには、参加者の増加、若手後継者の育成、引き続きの地域の理解が必要となります。保全活動のさらなる向上に向けて、認定団体間の協力及び連携の強化を目指します。

（２）新たな活動団体の形成（企業・大学との連携）

令和 7（2025）年に実施した市民アンケートでは、里山の保全活動に参加してみたいと回答した人の割合は 27.7%に達しており、里地里山への参加意欲を持つ市民が潜在的に一定数存在することが分かりました。こうしたニーズを持った市民の参加を促進するため、体験イベントや討論会の実施、市内大学との連携強化等を通じて、新たな活動団体の形成を支援します。

また、企業が CSR 活動等を通じて保全活動に関わることで、参加企業の社会的評価の向上とともに里地里山の活性化にもつながります。ボランティアとして認定団体への労働力を提供すること、資金面での支援など、多様な形での企業参加を促進します。さらに市内外の大学や専門家との連携により、調査・研究や体験学習の充実を図ります。

（３）ネイチャーポジティブ実現に向けた認定制度の拡充

里地里山の維持管理を行うことは、生物多様性を保全することと密接に関連します。令和 7（2025）年に施行された「地域生物多様性増進法」を踏まえ、今後は農地・雑木林の管理活動のみならず、動植物の保全・調査や自然環境の再生活動を実施する団体についても認定の対象とするよう制度の拡充を検討し、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組を広げていきます。

（４）重点地域の保全

重点地域における里地里山の保全を図るため、現地調査や認定団体へのヒアリングを継続的に実施し、現状の把握と目標の進捗状況の確認に努めます。これらを踏まえ、活動面積の維持・拡大など重点地域における良好な里地里山環境の確保を図ります。

（５）観光資源

観光資源として里地里山を有効活用することは、地域振興に加え、地域資源の地産地消の促進にもつながります。鉄道会社のウォーキングイベントで里地里山をコースにすることや、企業と連携した地域の祭の開催等、里地里山を観光に関連させた取組を推進します。こうした里地里山の観光利用により、地域の活性化、市民や都市住民の里山に対する理解の促進が期待できます。

（６）森林のバイオマス利用

バイオマス資源の利用技術の発展に伴い、里地里山にストックされている人工林や雑木林の森林資源は新たな経済資源としての活用が期待されています。搬出コストや資源の安定的な確保等の課題はあるものの、里地里山を適切に管理しながら森林をバイオマス資源として利用することは生物多様性の保全にもつながることから、「厚木市水源の森整備計画」と連携しつつ、活用について引き続き研究していきます。

（７）温室効果ガスの削減

「厚木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」では、「厚木市水源の森整備計画」に基づく森林整備を推進し、CO2 吸収源としての機能を確保することが位置付けられています。また、この取組のコベネフィットとして生物多様性の保全や良好な景観の確保も期待されています。里地里山における適切な森林管理はこうした計画と連携するものであり、カーボンニュートラルの実現にも貢献していきます。

ポイント

変更内容	**理由**
②「新たな活動団体の形成（企業・大学との連携）」を新設（現行④CSR 活動＋策定方針の新団体形成を統合）。③「ネイチャーポジティブ実現に向けた認定制度の拡充」を新設（地域生物多様性増進法対応）。⑤は現行計画ベースにリライト（鉄道ウォーキング・地域祭等の具体例を復活）。⑦は温暖化対策実行計画との連携を明示しコンパクト化。項目順を①～⑦に再編。	SDGs への直接言及を削除し地域生物多様性増進法・ネイチャーポジティブ対応に更新。骨子 ver02「改定の基本的な考え方」の 7 視点に対応。「元気な森づくり整備計画」との連携を⑥⑦両方で言及し整合性を確保。

３－３　目標の設定

計画の目標は、重点地域を対象に、計画中間年度（令和 13 年度）の短期目標と、計画最終年度（令和 18 年度）の中期目標、計画期間を超えた将来像を示す長期目標の 3 階建て構成とします。

【短期目標　令和 13（2031）年度：中間目標】

認定保全活動団体への継続的な支援を強化し、新たな担い手の確保・育成を着実に進めることで、以下の目標達成を目指します。

指標	**現状（令和 7 年度末）**	**中間目標（令和 13 年度）**
認定保全活動団体の活動面積	約 6.8ha	●●ha 以上〔※市確認〕
認定保全活動団体数	9 団体	●●団体以上〔※市確認〕
年間活動日数（全団体合計）	●●日〔※市確認〕	●●日以上〔※市確認〕
ゲンジボタルの確認地点数 （市民観察データの活用）	●●地点〔※市確認〕	●●地点以上〔※市確認〕
フィールドバンク登録件数	●●件〔※市確認〕	●●件以上〔※市確認〕
企業・大学との連携件数	●●件〔※市確認〕	●●件以上〔※市確認〕

【中期目標　令和 18（2036）年度：計画目標】

中間目標の達成状況を踏まえた見直しを行いながら、計画最終年度における目標として以下を設定します。

指標	**現状（令和 7 年度末）**	**計画目標（令和 18 年度）**
認定保全活動団体の活動面積	約 6.8ha	●●ha 以上〔※市確認〕
認定保全活動団体数	9 団体	●●団体以上〔※市確認〕
年間活動日数（全団体合計）	●●日〔※市確認〕	●●日以上〔※市確認〕
ゲンジボタルの確認地点数 （市民観察データの活用）	●●地点〔※市確認〕	●●地点以上〔※市確認〕
フィールドバンク登録件数	●●件〔※市確認〕	●●件以上〔※市確認〕
企業・大学との連携件数	●●件〔※市確認〕	●●件以上〔※市確認〕

【長期目標】

短期目標で掲げた保全活動の継続・拡大を土台に、里地里山の保全等に向けた取組を地域全体へ波及させ、さらなる質の向上を目指します。

市民、里地里山活動団体、企業、大学、行政等の多様な主体が連携・協働しながら多様な保全活動を行うことで、里地里山の多面的機能を次世代へ継承し、その結果、市民の誰もが豊かな自然の恵みを享受しながら、健康で心豊かな生活の確保に寄与する自然共生社会の実現を目指します。

ポイント

変更内容	**理由**
短期目標を中間（R13）・計画終期（R18）の 2 段階設定に変更。現行計画の単一指標（活動面積のみ）から複数の指標	10 年計画・5 年中間見直しに対応した 2 段階目標設定。骨子 ver02「団体数や活

体系（活動面積・団体数・活動日数）に拡充するとともに施策と関連する指標を新たに設定。重点地域別目標は削除。数値はすべて市確認後に確定。	動日数等を新たな成果指標として設定」に対応。重点地域別目標の評価根拠がアンケートにとどまるため削除。

第４章　里地里山保全等のための施策

4-1　取組１　里地里山活動の広がりと協定締結への支援

里地里山の多面的機能を次世代へ継承するためには、担い手不足が深刻化する中でも、里地里山に継続的に手を入れていく仕組みを整えることが重要です。

重点地域（荻野・小鮎・玉川）を基盤に、活動団体と土地所有者等との合意形成や里地里山活動協定の締結を引き続き支援します。あわせて、保全活動を希望する団体・個人と地権者とのマッチング支援により、活動の場の確保と拡大を図ります。さらに、ネイチャーポジティブの実現に向けた認定制度の拡充を検討します。

4-1-1　重点地域の保全・拡充に向けた活動支援　【踏襲】

【現行計画】

現在、里地里山保全の重点地域として、荻野、小鮎、玉川の３地域が認定されています。保全活動の活性化を図るため、重点地域内の活動協定地の充実に向けた支援を行うほか、里地里山の多面的機能の持続や向上が見られ、地域住民が主体となり保全を進める機運がある地域を、新たな里地里山保全等地域として選定し、活動拠点づくりに向けた支援を行います。

【次期計画（案）】

里地里山保全の重点地域として認定されている荻野・小鮎・玉川の３地域を対象に、保全活動の活性化を図るため、重点地域内の活動協定地の充実に向けた支援を行うほか、里地里山の多面的機能のポテンシャルが高い地域や、保全を進める機運がある地域を新たな里地里山保全等地域として選定し、活動が継続できるよう支援を行います。

【変更ポイント】

・「多面的機能の持続や向上が見られ」→「多面的機能のポテンシャルが高い地域や」
・「地域住民が主体となり」削除（担い手の多様化対応）
・「活動拠点づくりに向けた支援」→「活動が継続できるよう支援」

4-1-2　土地所有者・地域住民との合意形成支援　【発展】

【現行計画】

里地里山の保全活動を開始しようとする団体や土地所有者に対して、地域住民や都市住民、企業等の参加を得ながら活動が開始できるよう、土地所有者の意向を踏まえ、各主体のニーズや課題解決への仲介や調整を図ることで、各主体間の合意形成に向けた支援を行います。

【次期計画（案）】

里地里山の保全活動を開始しようとする団体や土地所有者に対して、地域住民や都市住民、企業等

の参加を得ながら活動が開始できるよう、土地所有者の意向を踏まえ、各主体のニーズや課題解決への仲介や調整を図ることで、各主体間の合意形成に向けた支援を行います。

また、農地や山林の所有者情報等を収集し、保全活動を希望する団体・個人と地権者とのマッチングを支援することで、活動の場の確保と拡大を図ります。

【変更ポイント】

・前半は踏襲

・後半に新規追加：オーナーバンク（地権者情報の登録・管理）整備とマッチング支援

4-1-3　保全活動計画の作成支援　【踏襲】

【現行計画】

里地里山活動協定の締結に当たっては、稲作作業や森林整備等、保全活動計画の作成が必要になりますが、活動団体の規模や活動エリアの現状、活動に係る経費等を考慮し、無理のない保全活動計画が作成できるよう支援を行います。特に、しばらく管理されていない里地里山の再生には、様々な初期整備が必要とされることから、効率的・効果的な保全活動計画となるよう、指導者や専門家を派遣する等の支援を併せて行います。

【次期計画（案）】

里地里山活動協定の締結に当たっては、稲作作業や森林整備等、保全活動計画の作成が必要になります。活動団体の規模や活動エリアの現状、活動に係る経費等を考慮した、無理のない計画となるよう支援を行います。特に、長期間管理されていない里地里山の再生には様々な初期整備が必要となることから、効率的・効果的な保全活動計画の策定に向け、指導者や専門家を派遣する等の支援を併せて行います。

【変更ポイント】

・「しばらく管理されていない」→「長期間管理されていない」（語句整理）

・文章を読みやすく整理（内容は踏襲）

4-1-4　里地里山活動協定の締結促進　【踏襲】

【現行計画】

里地里山活動協定は、活動団体が里地里山の保全を実施するために、土地所有者等と活動区域や面積、活動内容等の必要事項を、協定として締結するものです。市では、活動団体に対する具体的な活動内容の助言のほか、協定書の作成や締結に向けての資料の作成支援を行います。多様な主体が連携、協働して保全活動を行うためには、拠点の整備とともに保全を実施する活動団体の育成が必要です。農林業の営みは、地域に密着し、継続的な関わりが必要であることから、地域住民を主体とした活動団体の育成に取り組み、継続的な保全活動を行うために必要な、技術的及び財政的な活動支援を行います。

【次期計画（案）】

里地里山活動協定は、活動団体が里地里山の保全を実施するために、土地所有者等と活動区域や面積、活動内容等の必要事項を協定として締結するものです。市では、活動団体に対する具体的な活動内容の助言のほか、協定書の作成や締結に向けた資料の作成を支援します。多様な主体が連携・協働して保全活動を継続できるよう、活動団体の育成に必要な技術的・財政的支援を行います。

【変更ポイント】

・「地域住民を主体とした」削除（担い手の多様化対応）
・「農林業の営みは…」の段落を削除し、後半を簡潔に整理

4-1-5　ネイチャーポジティブ実現に向けた認定制度の拡充　【新規】

【現行計画】

（該当なし）

【次期計画（案）】

里地里山の維持管理を行うことは、生物多様性を保全することと密接に関連します。令和 7（2025）年に施行された「地域生物多様性増進法」を踏まえ、今後は農地・雑木林の管理活動のみならず、動植物の保全・調査や自然環境の再生活動を実施する団体についても認定の対象とするよう制度の拡充を検討し、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組を広げていきます。

【ポイント】

・新規施策・地域生物多様性増進法（R7 施行）対応として認定制度の拡充を位置付け
・具体的な施策内容は計画策定後の継続協議事項

４－２　取組２　里地里山活動団体の支援・活性化

認定団体が里地里山の保全活動を継続・発展させていくためには、補助金や専門家派遣等による直接的な支援にとどまらず、次世代の担い手を確保していくことが必要です。

市では、認定団体の育成・スキルアップへの支援を継続するとともに、企業・大学等とのマッチングを通じた人材・知見の活用や、CSR ボランティアの受け入れ支援を行います。また、市が相談窓口となることで、認定団体と多様な主体との連携を促進し、活動の持続性を高めます。

4-2-1　活動団体の認定制度の運用【踏襲】

【現行計画】

市では、現在、里地里山保全の重点地域において活動を行う７団体を認定しています。認定を受けるには、地域の農林業の知識・経験を有する者の指導や助言を受けつつ、継続的に保全活動を実施できる体制が必要になります。そこで、地域住民を主体とした体制づくりへの助言等を行い、活動団体の認定を促進します。

【次期計画（案）】

里地里山保全の重点地域において活動を行う９団体を認定しています。認定を受けるには、地域の農林業の知識・経験を有する者の指導や助言を受けつつ、継続的に保全活動を実施できる体制が必要になります。そこで、体制づくりへの助言等を行い、活動団体の認定を促進します。

【変更ポイント】

・認定団体数を７団体から９団体に更新
・「地域住民を主体とした」を削除（地域外の担い手も含む多様な主体による保全を想定）

4-2-2　認定団体への補助金交付と申請支援【発展】

【現行計画】

市が認定した里地里山活動協定に基づき、認定団体が継続的に行う保全活動に要する経費に対し、厚木市里地里山保全等促進事業補助金を交付します。また、補助金の申請等にあたっては、事務手続等の負担を軽減するため、認定団体に対して適切なサポートを行います。

【次期計画（案）】

市が認定した里地里山活動協定に基づき、認定団体が継続的に行う保全活動に要する経費に対し、厚木市里地里山保全等促進事業補助金を交付します。また、補助金の申請にあたっては、事務手続等の負担を軽減するため、認定団体に対して適切な支援を行います。今後は、生物多様性の保全に寄与する活動や保全に多くの労力を要する活動地において、新たな補助メニューの創設を検討し、より効果的な保全活動の促進を図ります。

【変更ポイント】

・活動地の特性（生物多様性のポテンシャル・保全に要する労力）に応じた補助の充実　を追記

（現行は面積あたり一律単価）

4-2-3　企業・大学等とのマッチング及び継続的連携の促進【発展】

【現行計画】

認定団体が保全活動を続けていくためには、団体だけではなく、多様な主体との連携、協働が必要です。企業や大学等との連携、協働で得られる、人材や技術、知識は団体の保全活動としていかすことが可能であり、また、企業の従業員や大学の学生等が里地里山の保全活動に参加することで、団体の組織強化や活性化にもつながります。このことを踏まえ、市では、企業や大学等との連携の促進を図るため、マッチングの場を提供していきます。

※旧 4.4(1)「企業や大学等との連携による調査・研究の推進」を統合

【次期計画（案）】

認定団体が保全する里地里山のフィールドは、環境保全活動に取り組みたい企業や大学にとって活動の場とノウハウを提供できる資源であり、若者が保全活動を実践できる環境教育・体験の場としても有効です。市では、こうした相互の利点を活かし、認定団体と企業・大学等のマッチングを促進するとともに、調査・研究を含む継続的なパートナーシップが構築できるよう支援します。さらに、大学生等が主体となって運営する里山保全・活用組織の立ち上げを支援することで、次世代の担い手育成を図ります。

【変更ポイント】

・旧 4.4(1)「企業・大学等との連携による調査・研究の推進」を本施策に統合
・視点を「団体が連携を必要とする」から「フィールドが企業・大学に価値を提供できる」　という相互利益の関係に転換
・単発のマッチングにとどまらず、継続的なパートナーシップ構築へ発展

4-2-4　後継者・若手人材の育成と定着支援【発展】

【現行計画】

里地里山保全活動の継続性を高めるには、認定団体の育成、スキルアップを図る必要があります。保全活動の中心となる人材を育成する研修や、初心者を対象とした技術研修に指導者等を派遣する等、人材育成への取組を支援します。また、保全活動の原動力となる人材をホームページ等で募り、後継者等を確保する取組を支援します。

【次期計画（案）】

里地里山保全活動の継続性を高めるには、認定団体の育成・スキルアップを図る必要があります。保全活動の中心となる人材を育成する研修や、初心者を対象とした技術研修に指導者等を派遣する等、人材育成への取組を支援します。また、保全活動の原動力となる人材をホームページ等で募り、後継者等を確保する取組を支援します。さらに、参加した若手人材が活動に定着できるよう、活動団体内でのスキルアップの機会や次世代リーダーの育成を促進します。

【変更ポイント】
・人材の「募集・育成」にとどまらず「定着」まで視野を拡大
・次世代リーダーの育成を新たに追記

4-2-5　認定団体間の連携・交流強化【踏襲】

【現行計画】
各重点地域の保全活動の拠点づくりと並行して、３つの重点地域全体にわたり保全活動の取組を波及させるには、活動拠点をネットワーク化し認定団体の交流を促進する必要があります。そのため、保全活動における課題解決や情報交換を目的とした認定団体間の意見交換会や、効果的な活動を推進するための研修会を実施する等、保全活動の基盤強化に努めます。

【次期計画（案）】
３つの重点地域全体にわたり保全活動の取組を波及させるには、認定団体間の交流を促進する必要があります。保全活動における課題解決や情報交換を目的とした意見交換会や、効果的な活動を推進するための研修会を実施する等、保全活動の基盤強化に努めます。

【変更ポイント】
・「活動拠点をネットワーク化し」を削除（1-1・1-2 で拠点整備・拡充を記載済みのため重複を解消）

4-2-6　指導者・専門家の派遣支援【踏襲】

【現行計画】
農林業の技術を始め、郷土食や伝統文化、生物多様性の保全や外来種対策等、里地里山の多面的機能の次世代への継承には、多様な活動が想定されます。保全活動において、多様な主体の課題やニーズの解決には、認定団体のみでは対応が難しい場合も想定されます。そこで、多様な保全活動に取り組む各主体の課題やニーズに応じて、適切な指導者を選定し派遣する等の活動を支援します。

【次期計画（案）】
農林業の技術をはじめ、郷土食や伝統文化、生物多様性の保全や外来種対策等、里地里山の多面的機能の継承には多様な専門知識が必要とされます。認定団体のみでは対応が難しい課題やニーズに応じて、適切な指導者・専門家を選定し派遣する等の支援を行います。

【変更ポイント】
・冗長な説明を整理し読みやすく簡潔化（内容は踏襲）
・「指導者」に「専門家」を加え、幅広い専門人材の活用を明示

4-2-7　企業の CSR・ボランティア活動の受け入れ支援【発展】

【現行計画】

近年、企業では SDGs への取組や CSR 活動として、環境保全等のためのボランティア休暇を設けるなど、積極的に従業員のボランティア参加を支援しています。企業に勤める従業員の、ボランティアへの関心も高まっていることから、企業に対して参加協力を求めるとともに、活動の場を紹介・提供する等、連携を図っていきます。

※現行計画では取組３に所在。第３次計画で取組２へ移動。

【次期計画（案）】

地域貢献や環境保全に取り組みたい企業が活動の場を求める場合、市が相談窓口となり、企業のニーズと認定団体の活動内容・受け入れポテンシャルを把握した上でマッチングを行います。活動に先立っては、受け入れ体制の整備に関する事前調整を市が行います。また、活動当日も市が関与し、企業・認定団体双方が円滑に活動できるよう支援します。また、ボランティア参加にとどまらず、里地里山の保全に多様な形で関わっていただけるよう、継続的な関係づくりを促進します。

【変更ポイント】

・現行計画の取組３から取組２へ移動（活動団体支援の文脈に位置づけ直し）
・「SDGs への取組」の文言を削除（CSR・地域貢献の文脈に整理）
・市が窓口となり企業ニーズと団体ポテンシャルをマッチングする役割を明示
・活動当日の円滑な受け入れ支援を新たに追記

４－３　取組３　市民の理解と参加の促進

里地里山の多面的機能を次世代へ継承するには、既存の認定団体だけでなく、より多くの市民が里地里山に関心を持ち、保全活動に関わっていくことが欠かせません。

里地里山の魅力や保全活動の意義を広く伝える情報発信を充実させるとともに、市主催のイベントや体験プログラムを通じて参加のきっかけをつくります。また、参加した市民がボランティアとして継続的に活動に関わり、やがて新たな担い手へとつながるよう、段階的な参加の仕組みを整えます。

4-3-1　里地里山に親しみを感じる情報発信【踏襲】

【現行計画】

現在、各地域で行われている保全活動は、地域住民を主体とする活動団体と市民ボランティアが中心となって行われています。里地里山の多面的機能を次世代へ継承するためには、更に多くの市民の理解と参加が欠かせません。里地里山に興味を持ち、活動を始める「きっかけ」づくりとなるよう、広報あつぎへの掲載や、さがみ自然フォーラムなどのイベント出展を通じて、魅力と大切さを伝える広報活動の充実を図っています。今後は、市ホームページやソーシャルメディアの特性（情報交換の双方向性）を効果的に活用し、保全事例や魅力的な PR 方法を収集するとともに、市民が里地里山を身近に感じる情報発信を推進します。

【次期計画（案）】

里地里山の多面的機能を次世代へ継承するためには、多くの市民の理解と参加が欠かせません。里地里山に興味を持ち、活動を始める「きっかけ」づくりとなるよう、広報あつぎへの掲載やイベント出展を通じて、魅力と大切さを伝える広報活動の充実を図ります。また、市ホームページやソーシャルメディアの双方向性を効果的に活用し、保全事例の紹介や認定団体の活動情報の発信への協力など、市民が里地里山を身近に感じる情報発信を推進します。

【変更ポイント】

・「地域住民を主体とする」を削除（担い手の多様化対応、他施策と統一）
・「さがみ自然フォーラム」の固有名称を削除（特定イベントへの依存を避けるため）
・「図っています」→「図ります」（現在進行形から施策文として統一）
・「情報交換の双方向性」の括弧書きを整理し読みやすく修正

4-3-2　里地里山へのふれあい機会の提供【踏襲】

【現行計画】

気軽に保全活動に参加できるような体験講座や自然観察会、収穫祭等の活動団体が行うイベントを支援し、市民が里地里山にふれあう機会を提供します。長く里地里山の保全活動を続けていくためには、若年層の参加は不可欠です。現在も稲作体験等を実施していますが、今後は児童や生徒が楽しみながら参加できる環境学習や食育といったプログラムについても、積極的に推進します。

【次期計画（案）】

気軽に保全活動に参加できるような体験講座や自然観察会、収穫祭等の活動団体が行うイベントを支援し、市民が里地里山にふれあう機会を提供します。長く里地里山の保全活動を続けていくためには、若年層の参加は不可欠であり、児童や生徒が楽しみながら参加できる環境学習や食育といったプログラムを積極的に推進します。

【変更ポイント】
・「現在も稲作体験等を実施していますが、今後は」を削除し、施策の方向性を簡潔に整理

4-3-3　市民ボランティアのサークル・コミュニティ化支援【発展】

【現行計画】
認定団体の保全活動をサポートするため、農林業や環境活動に理解が深く、保全に意欲的な市民ボランティアを募集し、時期や場所に応じて参加することが可能な仕組みづくりを進めます。なお、市では現在、七沢と荻野の２つの認定団体で、市民ボランティアを公募し活動にも参加してもらっていますが、今後も、ボランティアが参加しやすい環境づくりや活動の情報発信を通して、参加者の増加を図っていきます。

【次期計画（案）】
認定団体の保全活動を支援するため、保全に意欲的な市民ボランティアを募集し、時期や場所に応じて参加できる仕組みづくりを進めます。単発の参加にとどまらず、ボランティア同士のつながりを育むサークルやコミュニティとしての定着を支援することで、継続的な担い手の確保を図ります。また、意欲ある市民ボランティアが新たな認定団体を立ち上げて活動を開始できるよう、団体設立に向けた支援を行います。

【変更ポイント】
・「七沢と荻野の２つの認定団体」の固有記載を削除（七沢の団体解散等を踏まえ）
・「サポート」→「支援」（語句統一）
・単発参加→サークル・コミュニティとして定着する視点を追記
・意欲ある市民ボランティアが新たな認定団体を立ち上げる際の支援を新規追記
・地権者マッチング等の具体的仕組みは施策 1-2 に委ね、重複を回避

4-3-4　里地里山保全等促進基金への寄附・募集の促進【踏襲】

【現行計画】
里地里山の保全活動を持続可能なものとするため、里地里山保全等促進基金を広く市民に周知します。また、ふるさと納税の開始に加え、今後も基金へ寄附していただける仕組みを検討する等、基金の確保に努め、効率的かつ効果的な活用を図ります。

【次期計画（案）】
里地里山の保全活動を持続可能なものとするため、里地里山保全等促進基金を広く市民に周知しま

す。ふるさと納税をはじめ、基金へ寄附していただける仕組みの充実を図り、基金の確保と効率的かつ効果的な活用に努めます。

【変更ポイント】
・「ふるさと納税の開始に加え」→「ふるさと納税をはじめ」に変更　（ふるさと納税はすでに実施中のため「開始」の表現を修正）
・「今後も…検討する等」を削除し「仕組みの充実を図り」と前向きな表現に整理

4-3-5　環境教育・自然体験プログラムの体系化【新規】

【現行計画】
（該当なし）

【次期計画（案）】
里地里山は、農林業体験や生きものとのふれあいを通じた環境教育・自然体験の場として優れたポテンシャルを持っています。これまでも認定団体が個別にプログラムを実施してきましたが、今後は対象や体験内容を整理し、誰もが参加しやすい体系的なプログラムとして整備します。
特に、小中学生から大学生まで、次世代を担う若い世代が里地里山に親しみ、保全への理解を深める機会の充実を図ります。

【ポイント】
・新規施策
・「学校連携強化」とはせず、小中学生から大学生まで幅広い若い世代を対象とした表現に
・個別実施されてきたプログラムを体系化する方向性を明示

4-3-6　市主催の里地里山・森づくり体験イベントの開催【新規】

【現行計画】
（該当なし）

【次期計画（案）】
里地里山の保全活動や森林・農地の整備作業は、未経験者にとって参加のハードルが高いと感じられる場合があります。市が主催するイベントとして開催することで参加しやすい環境を整え、里地里山の魅力にふれた参加者が保全活動へ継続的に関わるきっかけづくりを図ります。

【ポイント】
・新規施策・都市住民にとって保全活動の心理的ハードルが高いという課題認識を冒頭に示す
・市主催とすることでハードルを下げ、イベント参加→継続的な保全活動参加へつなげる　流れを位置付け

4-4　取組４　里地里山の質の向上への取組

里地里山の多面的機能を継承するためには、保全活動が広がるとともに、生態系の回復や景観・文化の維持など、活動の内容と効果を充実させていくことが重要です。

保全のノウハウや調査・研究の成果を認定団体間で共有・活用し、生態系の維持・回復と有害鳥獣対策を推進します。また、棚田再生や里山整備を観光・体験の資源として活かし、里地里山の魅力を市内外へ発信します。さらに、里地里山が持つグリーンインフラとしての機能を発揮させ、気候変動適応や生物多様性の保全への貢献を図ります。

4-4-1　保全活動に関する情報・ノウハウの共有【踏襲】

【現行計画】

認定団体による保全活動の事例やノウハウ、大学等との連携による調査・研究の成果などを収集し蓄積することで、活動の効率や効果を高めるとともに、その多様化を図ります。なお、近年では環境変化の影響で、保全活動をする際の、熱中症やウイルスへの対策が課題となっています。国や県といった公的機関や市内の公共施設等から情報を収集し、事例などの提供を速やかに行うことで、熱中症・感染症対策への支援を行います。

【次期計画（案）】

認定団体による保全活動の事例やノウハウ、調査・研究の成果などを収集・蓄積することで、活動の効率や効果を高めるとともに、その多様化を図ります。収集した情報は認定団体間で共有し、より質の高い保全活動の推進に活用します。

【変更ポイント】

・大学等との連携による調査・研究への言及を簡略化（2-3 に機能を統合済みのため）
・熱中症・感染症対策の記述を削除（コロナ禍を背景とした時限的内容のため）
・収集した情報を認定団体間で共有・活用する流れを明示

4-4-2　保全等の手法の調査・研究の促進【踏襲】

【現行計画】

昭和 30 年代のエネルギー革命以降、半世紀以上の年月が経過し、各地域の自然条件から生まれた、里地里山の維持・利用の知恵や、伝統的な技術が失われつつあります。これらは地域にとって貴重な文化遺産でもあることから、里地里山の保全活動を通じて次世代に継承していくことに努めます。また、時代に合わせた里地里山の維持管理の手法や、保全活動の在り方などの調査・研究を促進し、多面的機能の発揮に、より効果のある保全活動を推進します。

【次期計画（案）】

昭和 30 年代のエネルギー革命以降、各地域の自然条件から生まれた里地里山の維持・利用の知恵や伝統的な技術が失われつつあります。これらは地域にとって貴重な文化遺産でもあることから、里地里山の保全活動を通じて次世代に継承していくことに努めます。また、時代に合わせた維持管理の

手法や保全活動の在り方について調査・研究を促進し、多面的機能の発揮により効果的な保全活動を推進します。

【変更ポイント】
・「半世紀以上の年月が経過し」を削除（第 3 次計画策定時点では約 70 年経過しており過小表現となるため）
・語句を整理し読みやすく修正（内容は踏襲）

4-4-3　エコ・グリーンツーリズムの推進【発展】

（現行 4.4(4)「里地里山資源と活動のメニュー化の推進」から観光・体験機能を独立）

【現行計画】
都市圏在住の方々にとって、稲作等の農作業は貴重な体験であり、観光資源としても十分に魅力あるものです。このため、里地里山を活用した体験型イベントの実施等、環境保全と観光面がともに発展できるようなエコツーリズムやグリーンツーリズムの視点を持つイベントの実施等を、活動団体と検討します。また、より多くの方々に、具体的な魅力を発信できるよう、里地里山の観光資源や体験可能な保全活動のメニュー化を推進します。

【次期計画（案）】
稲作等の農作業や里山整備は、都市住民にとって貴重な体験であり、観光資源としても高い魅力を持っています。環境保全と観光振興がともに発展できるよう、エコツーリズムやグリーンツーリズムの視点を取り入れたイベントや体験プログラムの充実を活動団体と連携して図ります。渡り鳥の観察会やざる菊の花まつりなど、里地里山ならではの自然・文化資源を活かしたイベントを通じて、市内外に幅広く魅力を発信します。

【変更ポイント】
・現行 4.4(4)から観光・体験機能を独立した施策として整理（メニュー化機能は 4-4 へ分割）
・具体的なイベント例として渡り鳥の観察会・ざる菊の花まつりを追記

4-4-4　里地里山資源・活動のメニュー化とコンテンツ整備【発展】

（現行 4.4(4)「里地里山資源と活動のメニュー化の推進」から分割）

【現行計画】
より多くの方々に、具体的な魅力を発信できるよう、里地里山の観光資源や体験可能な保全活動のメニュー化を推進します。

【次期計画（案）】
より多くの方々に里地里山の魅力を具体的に伝えるため、各重点地域の自然資源や体験可能な保全

活動のメニュー化を推進します。また、市ホームページや地図情報との連携等、デジタルコンテンツを活用した情報整備を進め、参加したい活動や訪れたい場所を誰もが見つけやすい環境を整えます。

【変更ポイント】
・現行 4.4(4)のメニュー化機能を独立した施策として整理（観光・体験機能は 4-3 へ分割）
・デジタルコンテンツ・地図情報との連携による情報整備を新規追記

4-4-5　生態系の維持・形成と生物多様性の保全【発展】

（現行タイトル：森林整備を通じた生態系の維持・形成）

【現行計画】
従来の里山は 20 年程度のサイクルで樹木が伐採され、それに伴った生態系が維持・形成されてきました。しかし、広葉樹林を原料とした炭や薪の需要が減少するにつれて、人が里山へ働きかける機会も少なくなり、里山特有の生物の生息域の縮小と生物種の減少が問題となっています。生態系の再生には、継続的な里山の維持管理が必要なため、今後も「森林整備計画」や「元気な森づくり整備計画」にある、森林ボランティアやＮＰＯ等との市民協働の森林整備を支援します。また、市民には、「森林づくり体験教室」等を通じて森林保全の重要性についてＰＲします。

【次期計画（案）】
里地里山は、人の手による継続的な管理によって多様な生態系が維持されてきましたが、管理の衰退とともに生物の生息域の縮小と種の減少が問題となっています。「厚木市水源の森整備計画」と連携しながら森林の維持管理を支援するとともに、棚田や水田を農地として再生することでアカハライモリやゲンゴロウ等の水生生物が復活するなど、里地里山の生態系回復に向けた取組を促進します。また、耕作放棄地を草地として再生し鳥類のサンクチュアリとする取組や、フクロウ等の大型鳥類が繁殖できる樹木の保全など、多様な生態系の維持・形成を支援します。

【変更ポイント】
・タイトルを「生態系の維持・形成と生物多様性の保全」に変更（森林に限定しない内容に対応）
・ヒアリングで明らかになった水生生物（アカハライモリ・ゲンゴロウ等）の復活や草地再生による鳥類サンクチュアリ、フクロウ等の保全を事例として追記
・森林整備の記述を弱め、生態系回復の多様な取組を前面に出した

4-4-6　森林のバイオマスの利活用【踏襲】

（現行タイトル：森林のバイオマスエネルギーとしての利活用）

【現行計画】
森林整備の推進に当たっては、そこから発生する森林資源の有効利用や活用が図られることも重要です。近年のアウトドアブームを背景として、焚き火で薪を用いることや薪釜の利用等により、薪の

需要量が年々増加しています。また、市内の一部地域では、間伐材を炭焼きに用い、生産品については販売もされています。化石燃料の代わりとしての木材の利用は、二酸化炭素の排出が抑制され、地球温暖化防止にも貢献することから、炭焼きの実施や薪の製造等、貴重な国産のエネルギー源としての利活用について支援していきます。

【次期計画（案）】

里地里山の森林整備や農地管理から発生する剪定材等の木質資源について、肥料や燃料としての地域内利用を引き続き促進します。また、「厚木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」との連携のもと、適切な森林管理を通じた CO2 吸収源としての機能維持を図ります。

【変更ポイント】

・タイトルから「エネルギー」を削除（薪・炭・剪定材の地域利用にとどまる実態に合わせて）
・大規模バイオマス活用・アウトドアブームへの言及を削除し、実態に即した記述に縮小
・剪定材等の地域内利用（肥料・燃料）を中心とした現実的な内容に整理
・「厚木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」との連携により CO2 吸収源機能の維持を位置付け

4-4-7　有害鳥獣対策としての環境整備【発展】

【現行計画】

管理が放棄された里山林は、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ等の有害鳥獣やヤマビルの生息域の拡大につながります。農地に隣接した刈り払い等、里地里山の適切な整備と保全活動を促進し、緩衝帯としての機能を持たせることで、有害鳥獣が近付きにくい環境を整備します。

【次期計画（案）】

管理が放棄された里山林は、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ等の有害鳥獣やヤマビルの生息域の拡大につながります。農地に隣接した刈り払い等、里地里山の適切な整備と保全活動を促進し、緩衝帯としての機能を持たせることで、有害鳥獣が近付きにくい環境の整備を図ります。有害鳥獣による農作物等の被害は、農家や認定団体のモチベーション低下に直結する深刻な問題です。防護柵の設置・維持管理は大きな負担となっていることから、被害防止対策に係る技術的な支援や情報提供を充実させ、農家や認定団体が意欲を持って活動を継続できる環境づくりに努めます。

【変更ポイント】

・認定団体ヒアリングを踏まえ、有害鳥獣被害によるモチベーション低下を深刻な問題として明示
・「保全活動を続ける団体」→「農家や認定団体」に変更（対象を明確化）
・「電気柵」→「防護柵」に変更（金網等も含む広義の表現に）
・被害防止対策への支援を、財政的支援にとどまらず技術的支援・情報提供として位置付け

第５章　計画の推進

里地里山の多面的機能を次世代へ継承するためには、農林業者や地域住民だけでなく、都市住民、市民ボランティア、企業、大学・専門家など、多様な主体がそれぞれの立場から役割を担い、相互に連携・協働して保全活動を継続的に展開していくことが重要です。

5-1　各主体と役割

里地里山の保全活動は、地域の特性に応じた取組が必要です。多様な主体が「トータルウィン」の関係で関わることで、幅広い保全活動の展開を目指します。

1）農林業者と地域住民

里地里山の農地や山林を支える地権者として、保全活動の場の提供と維持管理における中心的な役割が期待されます。農林業の知識や地域の文化・伝統を次世代に継承する担い手として、活動団体や多様な主体との連携・協働が期待されます。

2）里地里山活動団体（認定団体）

条例に基づく認定を受けた活動団体として、重点地域における継続的な保全活動の中心を担います。都市住民や企業ボランティア等の受け入れ窓口となるとともに、豊富な経験と知見を活かして多様な主体との連携・協働を促進することが期待されます。

3）都市住民・ボランティア

農林業体験や自然観察会等への参加を入口として里地里山の魅力に触れ、保全活動への理解を深めることが期待されます。保全活動の裾野を広げる存在として、継続的な参加を通じて新たな担い手へと成長することが期待されます。

4）市民サークル・コミュニティ

保全活動に継続的に参加する市民が、サークルやコミュニティとして組織化することで、認定団体を補完する新たな担い手としての役割が期待されます。また、意欲ある市民が新たな認定団体を立ち上げ、活動フィールドを広げる核となることも期待されます。

5）企業

CSR 活動や環境保全への取組として、従業員ボランティアによる保全活動への参加や資金面での支援が期待されます。また、里地里山の自然・文化資源を活用した商品開発や観光との連携など、地域経済の活性化への貢献も期待されます。

6）大学・専門家

専門的な立場から、生きもの調査・評価、生物多様性保全の指導、保全手法の調査・研究等において認定団体や市を支援することが期待されます。また、学生が保全活動の実践の場として里地里山を活用することで、次世代の環境意識の醸成にも貢献することが期待されます。

7）市

条例に基づき、里地里山保全等地域の選定、活動団体の認定、協定の認定、支援制度の整備等を行います。また、多様な主体をつなぐコーディネーターとして、地権者と保全活動希望者のマッチング、企業・大学等との連携促進、普及啓発活動等を通じて、全市的な取組の推進を図ります。

（図　各主体の役割　※市確認）

5-2　推進体制

本計画の推進にあたっては、市民、市民団体、企業、学識経験者、関係行政機関等で構成する厚木市里地里山保全等促進委員会、及び庁内の関係各課で構成する生物多様性あつぎ戦略庁内推進委員会と連携しながら、各主体が情報を共有し意見交換を行いながら計画の推進を図ります。

（図　推進体制　※市確認）

5-3　進行管理

社会経済情勢の変化及び里地里山を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、厚木市里地里山保全等促進委員会において、計画に示した施策の実施状況を定期的に点検・検証し、必要に応じて見直しを行います。見直しは Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善）の PDCA サイクルに基づいて実施するとともに、第 3 章に定めた成果指標（活動面積、活動団体数・活動日数等）の達成状況を確認しながら施策の効果を評価します。

（図　PDCA サイクル　※市確認）